

第 3 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録  
( 決 算 特 別 委 員 会 )

平成 22 年 8 月 27 日 開 会  
平成 22 年 9 月 3 日 閉 会

南 部 町 議 会

## 第 3 2 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

### 第 1 号 ( 8 月 27 日 )

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	5
散会の宣告	5

### 第 2 号 ( 9 月 2 日 )

出席委員	7
欠席委員	7
説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
開議の宣告	9
代表監査委員の審査意見報告	9
議案第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1
散会の宣告	4 9

### 第 3 号 ( 9 月 3 日 )

出席委員	5 1
欠席委員	5 1
説明のため出席した者の職氏名	5 1

職務のため出席した者の職氏名 .....	5 2
開議の宣告 .....	5 3
議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5 3
議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5 5
議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5 8
議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 0
議案第 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 2
議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 4
議案第 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 5
議案第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 7
議案第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 2
議案第 7 7 号から議案第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 5
議案第 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 2
議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 1
議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 3
議案第 8 3 号から議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 8
閉会の宣告 .....	1 2 4
署名 .....	1 2 5

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成22年8月27日（金）

出席委員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君	代表監査委員	鈴木聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田辺弘治 主 幹 板垣悦子  
主 査 秋葉真悟

事務局長（田辺弘治君） 先ほどの本会議において設置されました決算特別委員会を開会いたします。

---

#### 臨時委員長紹介

事務局長（田辺弘治君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時の委員長を務めることになっております。

出席委員の中で年長委員であります西塚芳弥委員をご紹介申し上げます。西塚芳弥委員は臨時委員長席の方へお願いいたします。

（臨時委員長 西塚芳弥君 臨時委員長席に着く）

臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまご紹介をいただきました西塚芳弥でございます。

本日招集されました決算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではありますが、委員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしてまりたいと存じます。何とぞ格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 開会及び開議の宣告

臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまの出席委員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時32分）

---

#### 委員長の互選

臨時委員長（西塚芳弥君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員会委員長に工藤幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました工藤幸子君を決算特別委員会委員長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員長に工藤幸子君が選任されました。

ただいま決算特別委員会委員長に選任されました工藤幸子君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代をいたします。ご協力まことにありがとうございました。工藤幸子君は委員長席にご着席願います。

(工藤幸子君 委員長席に着く)

委員長(工藤幸子君) ただいま決算特別委員会委員長に選任されました工藤幸子でございます。何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

## 副委員長の互選

委員長（工藤幸子君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名をいたします。決算特別委員会副委員長に坂本正紀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂本正紀君を決算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会副委員長に坂本正紀君が選任されました。

ただいま決算特別委員会副委員長に選任されました坂本正紀君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

---

## 散会の宣告

委員長（工藤幸子君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(工藤幸子君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、来たる9月2日は、午前10時から本委員会を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午前10時40分)

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成22年9月2日（木）

出席委員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君	代表監査委員	鈴木聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田辺弘治 主 幹 板垣悦子  
主 査 秋葉真悟

---

## 開議の宣告

委員長（工藤幸子君） ただいまの出席委員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

委員長（工藤幸子君） 本委員会に付託されました、議案第67号から議案第87号までの平成21年度南部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

---

## 代表監査委員の審査意見報告

委員長（工藤幸子君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。鈴木聰君。

（代表監査委員 鈴木聰君 登壇）

代表監査委員（鈴木聰君） 平成21年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

決算における審査対象は、平成21年4月から平成22年3月までの各会計の決算であります。審査の期間は、平成22年8月3日から6日までの4日間実施いたしました。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるか等に主眼を置いて実施いたしました。

それでは、本日の決算特別委員会の審査に当たり、決算等の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は歳入総額117億4,446万6,000円、歳出総額114億2,894万8,000円で、歳入歳出差引額は3億1,551万8,000円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき一般財源が4,939万円であり、そのうち減債基金へ1億円、財政調整基金へ

6,600万円を積み立てしております。

歳入における収入未済額は、町民税、固定資産税、保育料が特に多く、このことは善良なる納税者、負担義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど滞納の解消に最大限の努力をお願いするところでございます。

また、不納欠損についても安易な処理にとどまらず、厳しい対応を求めるものであります。

歳出は、決算額と予算額の比較差が10億511万2,468円であります。翌年度繰越額7億3,316万6,000円を除いた実質の不用額は2億7,194万6,468円であり、実質の予算執行率は97.7%となっております。基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成21年度末の現金現在高は、20年度末に比較して6億4,738万1,000円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、各特別会計歳入総額94億4,636万6,867円、歳出総額91億8,952万5,757円で、歳入歳出差引総額2億5,684万1,110円となり、堅実な予算執行により黒字決算となっております。また、国民健康保険名川病院事業会計につきましても、収益的収支において黒字決算となっており、収入面、支出面においても経営の健全化が図られて適正に予算執行されております。

なお、国保、介護保険、後期高齢者医療、農業集落排水事業、町営市場及び介護老人保健施設の収入未済額については、徴収計画を再吟味する等、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果につきまして、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。当該年度においても、全般的に緊縮財政にもかかわらず経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営に当たっては、合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民サービスの一層の向上を図られるようご期待を申し上げまして、平成21年度各会計歳入歳出決算審査に関する報告を終わります。

委員長（工藤幸子君） 代表監査委員の報告が終わりました。

本日は、議案第67号を審議いたします。議事進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第67号、平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について歳入歳出を一括して説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（庭田富江君） おはようございます。それでは、私から議案第67号、平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算につきまして、お手元に配付しております資料により、その概要をご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。まず、最後の行の歳入合計欄であります。予算現額124億3,406万1,000円、調定額126億7,378万1,459円に対し、収入済額は117億4,446万6,794円であり、不納欠損額は2,413万1,110円、収入未済額は9億518万3,555円となり、予算現額と収入済額との比較では6億8,959万4,206円の減となり、歳入全体の執行率は94.45%となりました。

前年度との比較であります。主に地域活性化臨時交付金、定額給付金事業費補助金等の収入増により、16.62%の増となっております。

それでは、歳入で主な項目についてご説明いたします。

1 款、町税であります。予算現額14億6,093万7,000円、構成比率は11.75%であります。調定額16億8,365万1,654円に対し、収入済額は14億6,834万8,683円となり、その内訳は、町民税の5億3,794万5,838円、固定資産税の7億9,489万1,493円、軽自動車税の4,817万100円、市町村たばこ税の8,734万1,252円であり、不納欠損額は2,195万9,400円、収入未済額は1億9,334万3,571円であり、執行率は100.51%となっております。

工藤正孝君 着席

佐々木元作君 退席

9 款、地方交付税であります。予算現額53億4,865万9,000円、構成比率は43.02%であり、収入済額は53億4,865万9,000円で、執行率は100%となっております。

11 款、分担金及び負担金であります。予算現額9,709万6,000円、調定額の1億1,395万

6,382円に対し、収入済額は9,853万1,138円となり、主なものは児童福祉費負担金であります。収入未済額の1,542万5,244円は保育料であり、執行率は101.48%となっております。

佐々木元作君 着席

12款、使用料及び手数料であります。予算現額1億734万2,000円、調定額1億2,336万1,781円に対し、収入済額は1億1,170万4,081円となり、主なものは町営住宅使用料となっております。不納欠損額は217万1,710円で、町営住宅使用料であります。収入未済額の948万5,990円は、主に町営住宅使用料であり、執行率は104.06%となっております。

西塚芳弥君 退席

13款、国庫支出金であります。予算現額24億2,417万1,000円、構成比率は19.50%であり、調定額24億278万4,483円に対し、収入済額は17億6,821万8,483円となり、主なものは地域活性化臨時交付金、定額給付金事業費補助金であります。収入未済額の6億3,456万6,000円は、安全・安心な学校づくり交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金等が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は72.94%となっております。

西塚芳弥君 着席

14款、県支出金であります。予算現額6億351万円、構成比率は4.85%であり、調定額5億8,564万4,694円に対し、収入済額は5億7,853万4,694円となり、主なものは保険基盤安定事業負担金、市町村合併支援特別交付金であります。収入未済額の711万円は、全国瞬時警報システム整備事業費補助金が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は95.86%となっております。

19款、諸収入であります。予算現額2億8,388万円、調定額の3億861万3,023円に対し、収入済額は3億546万273円となり、主なものは宝くじ公益事業助成金、交付税再配分であります。収入未済額の315万2,750円は奨学資金貸付金であり、執行率は107.60%となっております。

20款、町債であります。予算現額14億6,170万円、構成比率は11.76%であり、調定額の14億6,110万円に対し、収入済額は14億1,900万円となり、主なものは臨時財政対策債、合併特例債、ふるさと運動公園整備事業債であります。収入未済額の4,210万円は、小・中学校耐震改修事業

債、町道整備事業債が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は97.08%となっております。

続きまして、2ページをごらんください。歳出であります。

まず、最後の行の歳出合計欄であります。予算現額124億3,406万1,000円に対し、支出済額は114億2,894万8,532円で、翌年度への繰越額は7億3,316万6,000円であり、不用額は2億7,194万6,468円、予算現額と支出済額との比較では10億511万2,468円の減となり、歳出全体の執行率は91.92%となっております。前年度との比較であります。地域活性化臨時交付金事業及び定額給付金事業を繰り越し事業として実施したことにより、16.87%の増となっております。

実質収支に関しましては、欄外となりますが、の歳入歳出差引残額は3億1,551万8,262円、そのうち、の翌年度へ繰り越す繰越明許費繰越額の一般財源の額は4,939万円で、の実質収支額は2億6,612万8,262円となり、うち、の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額は1億6,600万円で、その内訳であります。財政調整基金へ6,600万円、減債基金へは1億円を積み立てております。

以上により、の翌年度への実質の繰越額は1億12万8,262円となります。

それでは、歳出で主なもの、及び翌年度への繰越額のある項目についてご説明いたします。

2款、総務費であります。予算現額34億2,786万4,000円に対し、支出済額は30億7,093万7,352円で、主なものは地域活性化臨時交付金事業、定額給付金事業であります。翌年度への繰越額は、地域活性化・経済危機及びきめ細かな臨時交付金事業費の2億8,736万9,000円となっております。不用額は6,955万7,648円となり、執行率は89.59%となっております。

3款、民生費であります。予算現額22億7,600万4,000円に対し、支出済額は22億1,098万7,310円で、主なものは障害者福祉扶助費、児童手当、保育所広域入所運営費であります。翌年度への繰越額は、子ども手当給付事業費の441万8,000円となっております。不用額は6,059万8,690円となり、執行率は97.14%となっております。

4款、衛生費であります。予算現額8億8,433万9,000円に対し、支出済額は8億3,599万522円で、主なものは町民の健診委託費、ゴミ収集運搬業務委託費であります。不用額は4,834万8,478円となり、執行率は94.53%となっております。

8款、土木費であります。予算現額4億8,758万6,000円に対し、支出済額は4億1,215万4,322円で、主なものは道路維持改良費、第2 苫米地駅前団地整備費、ひろば台団地造成工事費であります。翌年度への繰越額は、町道整備事業費、住宅・建築物安全ストック形成事業費の5,549万7,000円となっております。不用額は1,993万4,678円となり、執行率は84.53%となっております。

9款、消防費であります。予算現額4億1,721万5,000円に対し、支出済額は3億9,964万2,079円で、主なものは八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、消防ポンプ自動車購入費であります。翌年度への繰越額は、全国瞬時警報システム整備事業費の711万円となっております。不用額は1,046万2,921円となり、執行率は95.79%となっております。

10款、教育費であります。予算現額20億585万9,000円に対し、支出済額は15億8,944万2,622円で、主なものは給食センター建設費、ふるさと運動公園整備費であります。翌年度への繰越額は、安全・安心な学校づくり交付金事業及び理科教育設備整備費等補助金事業の3億7,877万2,000円となっております。不用額は3,764万4,378円となり、執行率は79.24%となっております。

最後に、12款、公債費であります。予算現額20億4,274万5,000円に対し、支出済額は20億4,274万4,815円で、不用額は185円となり、執行率は100%となっております。

また、財産に関する調書につきましては、別にご配布の「平成21年度南部町決算書」の141ページから146ページまで掲載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、決算書各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からご説明申し上げます。

以上、簡単ではありますが、平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤幸子君） 一般会計決算の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、歳入は一括で質問を受けます。歳出は、1款から13款まで各款ごとに順次質問を受けます。質問される方は、挙手と同時に議席番号を告げて質問する決算書、または決算資料のページを述べてから質問をお願いいたします。質疑及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、最初に12ページから39ページまでの一般会計決算の歳入について質疑を許します。質疑ございませんか。川井健雄君。

○7番（川井健雄君） 20ページをお願いします。6目の土木使用料、3節住宅使用料滞納繰越分ということで、不納欠損が217万、収入未済額が800万ほどになってますが、前年度の決算書を見ましたら収入未済額が1,051万ほどあります。ほとんど収入になってないと。今期、不納欠損額に217万ということですが、これは、何年前からのやつがこの不納欠損になるのか。それと、これに対する対応はどのようにされたのか、お伺ひします。

○委員長（工藤幸子君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 今のご質問ですけれども、まず、不納欠損額です。217万1,710円なんですけども、これは不納欠損処理した理由ですけれども、3名の方が不納欠損で落としました。1名の方が入居年月日が平成11年12月です。退去年月日が平成16年の4月に退去してまして、6年経過しているんですけども、建設課では滞納した方の使用料につきましては、毎年請求をしているわけなんですけども、3名の方なんですけども、この方々は入居してその使用料を滞納したまま退去したという方々でございます。この理由もあるんですけども、「納めます」ということで出てはいるんですけども、結局、納めなかったということになるんですけども、今言った最初の方は、退去してから6年くらいたっているわけなんですけども、不納欠損処分額で金額が3万9,400円でした。3万9,400円を不納欠損にした理由なんですけれども、この方は退去後、所在不明になりまして、うちの方で請求書を出しても宛名に届かないと。いろいろ調べた結果、どうしてもわからないということで、それから6年も経過しましたので、民法第169条の退去後5カ年を経過した場合に不納欠損を処分できるということが民法上の方の規定でやったというのが一つです。それから、もう一人の方は、入居年月日が昭和41年の11月に入居しています。それで退去が平成11年の3月に退去しているんですけども、退去後の経過年数にしますと11年ほどたっています。この方は不納欠損の処分額が70万9,910円。要するに、退去した時点において70万9,910円を払わないで退去していると。次の方もそうなんですけれども、次の方は平成9年なんですけども、昭和41年の方につきましては保証人がついていないということもございまして、その本人はいるんですけども、保証人もついていないということがあったので、まず本人には請求してきました。まず、やってきたんですけども本人は高齢なもんですので、年金も入っていないということ、それから病気にかかったということもございまして、とても払える能力がないということで、うちの方で地方税法を適用しまして、返済能力がないと判断して、決裁をいただいて、70万9,910円を不納欠損にしたと。それから、もう一人の方は平成9年に入居して、退去が平成18年なんですけども、142万2,400円の使用料の滞納がございました。この方は、精神的な病気の持ち主の方で、もちろん定職にはついていないということもありまして、とても支払能力がないということで、今現在うちの方で調べた結果は、もう生活保護を受けているとの状態もございまずので、とても取れないということで、この3名の方の217万1,710円を今回、不納欠損の処理にいたしました。

先ほど、川井委員から去年の決算額で1,000万ちょっとぐらいの不納欠損があったと。今200万

ほどの収入未済額があったと。今年度、不納欠損額で200万ということで現在800万ってありますけれども、うちの方ではそれぞれ、その年度でその処理はしてきてます。職員が行ってできるだけとにかく滞納をさせないようにということではやってはきていますけれども、どうしてもまだ、今現在何名かの方がやはり新しく入った方はないんですけれども、古く入った方々がどうしても払わないでいると、今見ますとちょっと悪質な方もあります。こういう方については退去命令をかけるか、かけないかというところまで本人とも話し合いをして、相談をして、どうしてもそうなるのであれば、それなりにこれは町として裁判をかけていかなければならないということも出てくるんですけれども、ただその金額がどうなのかとかですね、そういうのもございます。古い方に結構多くて、新しい方、今入っている方々は、ほとんどそういう方はございませんので、何とか低所得者ということで公営住宅に入っているわけなんですけれども、それであっても前にもこの件については、いろいろとご質問があるわけなんですけれども、今その古い方というのが1年なら、1年丸々払わないと。今の家賃が最低が2,400円、所得によって金額が変わってくるわけなんですけれども、最低が2,400円です。最高が5万6,000円ぐらいになるんですけれども、まず、簡単に言えば2,400円を払わないと。それが1年間払わないんだけれども、それが10年になったり、20年になったりという方々がいます。これを退去させるとまた結局払わないので、結局、不納欠損にもしていかなければならないということで、うちの方ではできるだけまず、退去させないようにしながら何とか支払いをしていただくような誘導をして、何とかお願いするというふうにはしているんですけれども、どうしても悪質な方については退去命令をかけるほうがいいのかなどということに、今は課内では相談しております。

以上ででございます。

○委員長（工藤幸子君） 川井健雄君。

○7番（川井健雄君） 今は入所する方については、保証人がきちんとしたのになっていると思うんですが、以前から入っている人については、その保証人等がないのもあるわけですから、そういう人にはまた新たに保証人をつけてもらうとか、そういう考えはありませんか。

○委員長（工藤幸子君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 古い方については、旧福地村時代の方々はないんですけれども、

旧名川町と旧南部町の方は何名かありまして、今現在の保証人の方は合併してから2名の保証人を必要としているんですけども、1名の方については親族の方、それから1名の方がまず、友人でも会社の人でもいいということにはしているんですけども、前はそういうことではなくて「保証人では二十歳を過ぎた方であれば誰でもいいですよ」ということでやった経緯があるんです。保証人の方には例えば、20年払ってなかったと。今は町の方で保証人に行きます。そうすると「おれは保証人になっていない。何で20年間全然来なかったんですか」というようなものがあったり、要するにそういうことで我々の方も、我々といいますが、請求の仕方がいろいろとあったので、今は保証人についてはお願いはしているんですけども、古い方々は保証人になる人がいないと。何とか親族の方も見つけながらやっているんですけども、やはりちょっとプライバシー的なところも出てきますので、なかなか難しいなど。今はそういうことはもうないようにはしております。

以上です。

○委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。松本君。

○5番（松本陽一君） それでは、21ページになりますけども、7目の教育使用料のところではゆる公民館関係のそれから町民ホールですか、そういうふうな使用料が計上されているわけですが、今、伝承館の使用関係は、あそこは施設がら無料での使用が多いと思いますけれども、そういうふうな使用はどれくらいなのか。また、これですとゼロというふうなことですが、使用回数はどれくらいやっているのか、お伺いいたします。

それからもう一点、35ページでございますけれども、奨学資金のことですが、2目の教育費貸付金収入ということなんですけど、ここの中で奨学資金貸付金収入が20年度に比較しますと未収金が倍と言えればあれなんですけど、昨年度は100万だったんですけども今年度は189万というふうな。それから、滞納繰越の方につきましても20年度は89万というのが、126万ということになってますけども、非常に就職難というんですか、そういうふうな中で卒業しても就職口がなくて返せない。あるいは、延ばしてもらいたいというふうなこともあってのことだろうとは思いますが、その辺の件数とこれからの対応についてをお伺いしたいのと。

もう一つは、今まで卒業したあと南部町に在住すれば、奨学資金の返還の免除というふうなことがありますけれども、これはどれくらいの件数が今申請されて、その実施に入っているのかをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（工藤幸子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） ご質問にお答えいたします。

まず、伝承館の利用ということでございますけれども、今、伝承館の利用は学童保育で使っております。それと、文化協会に所属しております吹奏楽団があるわけでございますけれども、そちらの方で夜間の練習。それから、踊りの関係につきましても、ちょっと回数までは把握してないのであれなんですけれども、年間、何回かは利用しているという状況でございます。

○委員長（工藤幸子君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 奨学資金貸付金収入についてですが、20年度は100万ちょっと、それから21年度は189万円ほどになっておりますが、やはりその理由は、最近の経済情勢の中で自分の生活がやっただということと、それから、保証人自体の納税するのがやっただということで、なかなか返済できないでいるというものです。人数的には、21年度は19人というふうになっております。

それから、滞納繰越についても20年度が89万円ほどでしたが、21年度は126万円ということで、人数は7名になっております。20年度からの繰り越してきて、払っていただいたのが6名で64万円ぐらいですが、今年度は126万円は7名ほどの分が繰り越しになっているという状態でありませぬ。理由は、先ほどと同じようなことで、なかなか生活が大変な時代になってきましたので、そういう意味で滞納になっている。先ほど、建設課長の説明でもありましたが、奨学金の関係でも、今は、保証人を一人はほとんど親でお願いしております。それで、その親もなかなか税金も払えないという状態でしたので、なかなか払っていただけないということでありませぬ。請求については、月払いの人については、毎月、未収があれば再度通知をして、「今、幾ら入っていません。次の時にはこれも足されます。」ということで、毎回整理して通知をしているんですが、さっきから申し上げているような経済状態で、未納額がふえているという状態です。

もうひとつについては、かつて、6年以上移住ということでしたけれど、今は10年に変わってきたと思います。昨年は、6名ぐらいが免除されておりました。6月時点の免除になった人が今年度は7名です。まだ、これからあと何年かすれば該当になるっていうのは、ちょっと今数字が探せないんですけれども、まだあります。この中には、大体、免除が終了すると自由になりますので、

居住を変える人もいるようです。

以上です。

○委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 12、13ページのまず一つは、町民税の個人の部分が当初から見ると減っている理由。

それから、固定資産税なんかを見ますと、大分、当初予算と収入済額と比較していくと、不納欠損額っていうのが固定資産税が急にふえたように思うんですけども、特別な理由があるのかどうか。

それから、この後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金というのが、1,919万何ぼあるんですけど、これ具体的にどういうのに対する交付金なのか、説明をお願いします。

委員長（工藤幸子君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） 質問にお答えします。

まず、個人の町民税の減っている理由でございますけども、さっきも申し上げましていますけども、経済不況によりまして、給与は5%ぐらい、営業が5.8%、農業が42.2%、その他、年金等いろいろな所得がありますけれども、譲渡所得とか、それらが21.3%。そういう所得の減少によりまして、大分、見込みより落ちております。トータルでいきますと大体、6.4%ですか。そういう形で落ちております。

固定資産税の不納欠損につきましては、その年度によりまして、時効になるのがあります。あと一つは、即時欠損といって、財産が競売等によって執行されて無財産となって、そして配当もないと。今後、収納の見込みがないと。そういうものについては即時欠損できることになっております。ただ、こういう不況時でありますと、結構競売に掛かるのが多いんですね。それによって当然、不納欠損もふえていくと。そういう状況でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金ですけども、青い森鉄道の資産は青森県で所有しています。それらについては貸していますので、それらについての交付金1,900万円ですか、あとは学校ですね高校も。そういったものに対して交付されます。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計決算の歳入の質疑を終結いたします。

次に、一般会計決算の歳出の質疑に入ります。40、41ページの1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、40ページから65ページまでの2款総務費について質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） 2款1項1目12節、43ページに当たります弁護士相談手数料5,250円、13節、弁護士委託業務93万4,500円。これは、どういう内容での相談だったでしょうか。弁護士はどのような方法でといたしますか、どのような形でお探しになり、どのような分野で活躍されている、どちらのどなたなのでしょうか。まず、その内容をお聞きいたします。

委員長（工藤幸子君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） この弁護士さんは、町村会から紹介されました青森市の沼田法律事務所の沼田弁護士さんでございます。現在訴訟中の住民訴訟があった件について、代理人として法廷に出向いていただいております。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） 12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） これは、昨年から今年にかけての今の説明にありましたが、土地に絡む裁判だろうと思いますが、大分内容が売買の金額だけでこういう裁判がなされるというのは、少

し考えにくいのですが、大変複雑な内容が絡んでおるのか、その住民監査請求の内容もはっきりと報告されていないような形ですが、それに端を発してのそういう裁判になったものなのかどうか。また、長期にわたっての調査、研究が必要だと思いますが、どういう方がその裁判対策といいますが、そういう裁判を乗り切るためにどういうことを今役場内でなさっているのか。実際の状況をお知らせください。

委員長（工藤幸子君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） 一般質問でも町長が答弁しておりますけれども、今現在、審理中でございます。どういう方がということですが、弁護士の方にすべてお任せしております。我々の方では、相手の原告の方から求められたものに対して、それに対しての答弁書を作成して弁護士さんの方にお渡しして、弁護士さんと協議しながらやっているということでございます。

委員長（工藤幸子君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） できれば、こういうことがなければよかったのでしょうかけれども、こういう結果になってしまいましたのですが、その資料などをどういうところからどういう形で職員の方々が何十年も前の資料をお探しになっている、そのエネルギーも大変なものだと思いますが、仕事の合間になさっているのか。また、時間外みたいなことでやられているのか、どういう資料などを特に弁護士の方から要求されているのか、こういうことぐらいはお話しされてもいいのではないかなと思いますけど、答弁願います。

委員長（工藤幸子君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） 職員は特に、その時間外をやって対応しているとかそういうことではございません。

それから、私が担当してやっております。訴訟の内容は、要するに町で買った単価が高いのではないかということの訴訟の内容ですけれども、我々の方はそれ以外のものについての証拠書類っていいですか、いろいろ原告の方では出しているみたいなんですけれども、私たちの方では、あくまでもその単価がどうなのかということの訴訟でございますので、それについてのみ回答し

ております。

以上です。

委員長(工藤幸子君) ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。終結して質問してください。

12番(立花寛子君) 私もそれなりに単価の問題で戦えるのかというある方にお話しされたら、売買は決まった金額がないので、なかなか大変な戦いにくいというふうな話を聞いておりますが、単価だけで4回、5回と何回も審理が入っているようなんですが、平行線をたどっているのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

また、一般質問の時には「次の裁判はない」と言っておったようですけども、9月にあるんじゃないでしょうか。その裁判を傍聴したいという方にはどのようにお知らせしているのか。重複するかもしれませんが、お知らせください。

あと一点、質問がありますが、まず、答弁をお願いします。

委員長(工藤幸子君) 建設課長。

建設課長(西野耕太郎君) まず、裁判の傍聴については誰でもできるわけですので、特に私の方でどうかということではなくて、裁判する日にち等はちゃんと公開されておりますので、それは立花議員が、もし行きたいのであれば自分で行って、傍聴していただきたいというふうに思います。

それから、審理の中のことですけれども、何回も申し上げますけれども内容はそういうことで、その訴訟の内容が単価の問題で出ております。

それと、裁判の日程ですけれども、裁判がないのではなくて、次回の裁判の日程がまだ決まってないということでございます。予定は9月ごろになるのかなというふうには思いますけれども、そういうことです。ですので、原告の方はいろいろと訴状の中身を見ますと、私たちの方はあくまでも、それを何で買わなければならなかったのか。何で必要なのかということすべて、その訴状に対して答えております。

以上です。

委員長(工藤幸子君) 立花寛子君。最後の一点で質問を受けます。

12番（立花寛子君） 2款1項6目19節、商品券発行事業782万8,000円。これは、どのような効果があったのか。また、町民の皆さんの反応はどうだったのか。商店街や町に与えた影響はどういうふうに考えておられますか。

委員長（工藤幸子君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） この商品券発行事業につきましては、定額給付金を給付したのに対しての商工会さんでの事業に補助金で出したものでございます。1万枚を出して、実際は9,800枚ほどの使用ということになっております。うちの方で実績で補助金を交付しております、商工会さんの方では潤ったのではないかなということで認識しているようでございます。以上です。

委員長（工藤幸子君） ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

.....  
委員長（工藤幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

.....  
委員長（工藤幸子君） 質疑は、簡潔明瞭にお願いいたします。14番、工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） まず、委員長にお願いしたいんですけど、暑いもんですからノーネクタイで進めたらいかがでしょうか。まずそれが1点。

次に、57ページの税務調査費の中に13節かな、委託料ってあるんですけど、委託料にこのシステム保守だとか滞納管理システム、これは多分、システムの関係だと思うんですけど、この下に住民税関係1,100万とか、固定資産関係1,900万ってありますよね。これはそのコンピューターのシステムの関係の費用なのか、別な費用なのか、その辺をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

委員長（工藤幸子君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） お答えいたします。

住民税関係は、年金特徴に関係しまして、システムの改修を行っています。固定資産税関係につきましても、評価替に伴う委託ですね、航空写真とかを撮るその委託とかそういったものの委託とか、あとは、家屋の全棟調査の関係でシステムも一部改修しています。そういったものになっております。

保守については、全部の税目の保守が一つになっております。そういう形であります。以上です。

委員長（工藤幸子君） 14番、工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） あのまず、ネクタイを許可してくれば。

それから、これを見ればこの総務費の中にいろんなこのコンピューターのシステムだ、保守だ、ってこう費用を足していけば、恐らく数千万、かなりの金額になりますよね。前にもお伺いしたことがあるんですけども、できればこの三戸郡とか三八の市町村が一本でもっと安く頼む方法とかがあっていうのをそろそろ考えた方がいいんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうかね。

委員長（工藤幸子君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） 定住自立圏の関係で、一応、要望は出しているんです。そういうのを検討すべきであると。でも、上がってこなかったという形でございます。本来であれば、そういうふうにして経費節減のために検討すべきではないかと一応は提案したんですけども、そういうことです。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） 先ほど、商品券発行事業でしたっけ。商品券でも何でもいいんですけども、そういう商品券を発行して、そうすると消費性向はいくつになるんですか。それによって、乗

数効果っていうのは幾らぐらいになって跳ね返ってくるんでしょうか。

委員長（工藤幸子君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） そこまではちょっと分析とかしていませんので、申し訳ございません。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田君。

13番（川守田稔君） してないっていうかも、知らないようなのでいいです。

それからもう一つ、43ページに青森県北方領土返還促進協議会っていうのがあります。負担金5,000円ですから形だけの参加なのかなとは思いますが、これはどういった組織で、どういう構成で、どういう活動をなさっているのかをちょっと説明いただきたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 総務課の方に予算が配分されて、支出がございます。北方領土の促進協議会という協議会がございます、それに負担金を払っているということでございまして、基本的に町の方にどうのこうの委員になってくれというものではございません。情報提供等をして、年に何回か冊子が来ているという程度のかかわりでございます。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） これもよく知らないんですよね。調べてあとで教えてください。どういう構成になっているのか。多分、青森県ということですから岩手にも秋田にも沖縄にも多分あるんだと思うんですけど、ちょっと勘ぐるんですけども、その辺、詳しく教えてください。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて2款総務費の質疑を終結いたします。  
次に、64ページから77ページまでの3款民生費について質疑を許します。質疑ございませんか。  
12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） まず、ページをお知らせしますが、67ページの3款1項4目13節、さまざま項目が書いてありますので、ちょっと読み上げて質問をさせていただきます。

まず、高齢者等外出支援サービス事業327万5,600円、高齢者軽度生活援助事業95万9,400円、食の自立支援事業481万700円、緊急通報体制等整備事業100万800円、高齢者温泉保養館温泉利用866万6,940円、高齢者地域支援体制整備・評価事業9万円、地域福祉推進設置費431万3,458円についてお伺いするのですが、成果報告書の12ページをちょっと開いてほしいのですが、ここに老人福祉の成果と、こうさまざま書いてあるのですが、このメニューは、介護保険外のサービスなのか、どういう条件の方がどういうメニューを選ぶことができるのか、どういう窓口でこういう相談をなさっているのか、具体的に利用したい方もおられると思いますし、条件があればこういう緊急通報整備などを要求したい方もおられると思いますので、具体的に利用したい方にお知らせするような形で答弁をお願いいたします。特に一人暮らしの方、また、今年は今もそうなんですが、熱中症で命を落とす方も多く見受けられますので、声かけ運動といいますか、声かけをしてお年寄りの安否を確かめる方法などを具体的にやられていれば、その点も含めてお知らせ願いたいと思います。これからこの予算は、少しずつでもふえていくのではないかなと思っておりませんが、これからの動向もあわせてお答え願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

どういう方々がご利用する対象者になるかというご質問ですが、これは要介護それから要支援、これらの介護保険の適用前の方々の対応というように考えていただければと。虚弱にあって介護を要すると思われる方も、介護保険申請をしまして、認定を受けなければ介護保険のサービスは始まらないので、その前段のサービスというように考えていただければよろしいかと思えます。どこでという窓口になりますと、健康福祉課に全ての窓口が備わっておりますので、名川分庁舎の

方においでになれば、これで対応したいと思っております。

それから、一人暮らしへの声かけということですが、議員の皆さんはご存じのとおり、今般、高齢者問題が毎日のようにテレビ報道されておりました。当町におきましては、6月、7月に一人暮らしへの自宅訪問調査、それから、要支援の登録制度の再申請ということで、6月には一人暮らし、7月には高齢者のみ世帯等を終わっておりました。その中にも若干、転出、それから世帯分離等で所在不明の方々がおりましたが、これもすべて調査済みで現住所等を確認済みでございます。それから、この声かけに対しての町民の対応としましては、この事業にもあります、ほのぼの交流員の協力事業157グループの471名、この交流員の方々からも協力していただいて、見守り安否を確認しているところであります。

あとこの中で、高齢者温泉保養館温泉利用という部分がございますが、この方々は65歳以上の元気な老人の方々へも交付して、町内の施設をご利用いただくということで対応しております。以上です。

委員長（工藤幸子君） 12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） 介護保険は、介護認定が通らなければ利用できないサービスですので、その前段のサービスとして大変きめの細かいやり方が行われていることに対して、とてもうれしく思っておりますし、大変、お年寄りの皆さんも心強く思っていることと思います。

ところで、年々、一人暮らしの方がふえてくると思いますが、この緊急通報体制等整備事業というのは、その家に特別なスイッチを押して、隣近所の方を呼んだり、健康福祉課の方に通報が行くというような体制のことでしょうか。何か手数料をお支払いすると特別なスイッチをつけていただくことができるかと聞いておりましたが、この事業ではないのでしょうか。そういうサービスを今でもやられておるのか、大変、評判の良いサービスでしたので、現在はどのようになっているのか。また、その取り付けされる方の条件といたしますか、状況もお知らせ願いたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

緊急通報体制等整備事業と申しますのは、以前は、一人暮らし福祉電話というような名称でや

っておりました。議員がおっしゃるとおりに緊急通報システムで、この電話には煙を感知する火災報知機もついておるとい部分でございます。今現在は、74台の設置台数があります。これらに予算が計上されてあるのは、これらを設置しておる方々が使用しなくもよろしい状態になったという場合には移転費用と、それから機器が古くなってきておりますので、ちょうど更新期に入っております。それらの更新に要する経費となっております。月100円の利用率という形で今運用しております。運用の主体は、青森県社会福祉協議会が24時間体制で行っていると。ボタンひとつで青森県社会福祉協議会の担当の方に通報が行きまして、これらによって、ほのぼのの交流員とそれから民生員、それから見守りのネットを組んでいる方々への連絡が行って、駆けつけるというような体制になっております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） 69ページの4目19節、ここに地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金と、それから、その下にまた補助金があって約5,000万あるんですけども、これはどういう目的でどういうところへ支出をして、効果はどういうふうにあったのか。もう少し詳しく説明をお願いします。

それから、委員長の判断でいいですからネクタイはずしていいと思った時は、いいと言ってくださればと思いますけれど。

委員長（工藤幸子君） きのうより少々涼しいので、頑張ってください。ノーネクタイでなくてやっていただきたいと思います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金というものと、その下段の介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金、これは、両方とも同一の事業でありまして、対象施設が違うという読みかえになります。内容としましては、グループホームと地域密着型のグループホーム等がございますが、これらに対してのスプリンクラーの設置を国で進めたものであります。100%国の事業というようにご理解いただければと思っております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。次に、76ページから87ページまでの4款衛生費について質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） まず、84ページです。4款2項2目、環境整備事務組合費。4款2項3目の塵芥処理事務組合費についてお尋ねいたします。

まず、この二つの組合について、どのような内容の組合でしょうか。また、組合議員は何名で、どのような活動をしているのでしょうか。簡潔に言っておりますので、少し長く読ませていただきます。次に、私はこの質問をなぜするかという理由をちょっと述べさせていただきたいと思いますが、塵芥処理事務組合についてであります。これから組合の内容を変更し、民間委託など考えているのでしょうか。次に、県のごみ処理行政についてであります。これは県が指導して、ごみ処理をこういうふうにしていこうという提言なので、平成10年あたりでしょうか、大型焼却炉の設置を考えていると書いてあります。実際に、私も選ばれて事務組合の方には行っておりますが、こういうところで発言しなければ、その議会がどういう内容で、どういうふうに進んでいるのか。そういう内容がわからないという批判も出てきております。

そこで、これは提案なのですが、そのほかさまざまな広域議会があるわけですが、その様子がわからなければ、不都合な場合も考えられますので、年間の活動報告をしていただくよう広域の議員の皆さんに提案していかれる考えはないのか。行政の皆さんとの協力のもと、報告書を年1回議会に提出しその様子を知っていただく、その提案をまずしたいと考えております。現にある議会では行政の皆さんと協力のもと、12月の定例議会に広域議会活動報告ということで文書が上がります。そうすると、広域議会に参加されない議員も今現在こういう組合で、こういう内容の仕事をしているということがわかります。そうしますと、議員の判断でまたそれを調べたり、その議会で発言することができるわけですので、より広域議会の質を高めるためにも、そのような提案を実現していただきたいと思いますが、これは、どなたが音頭をとられればいいのか、ぜひ、議会運営委員会とともに橋渡しをしていただきたいということで、まず訴えるものであります。

それと今、事務組合のこれからについて、どういうふうに考えているのか。どういうふうに報告があるのかお聞きするわけではありますが、現在、塵芥処理事務組合議会の方では「包括的民間委託」ということも勉強してほしいということで、それを視野に入れて視察を計画しているわけではありますが、突然にそういう「包括的民間委託」という考えも出てきているのか。大変、びっくりしておりますが、県のごみ行政との考えと大きく違ってきているのかどうか、大掴みで結構ですので町の衛生管理といえますか、そちらの関係課の方から答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいいたします。

委員長（工藤幸子君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） たくさんの内容の質問をいただきましたが、まず、三戸地区環境整備事務組合でございますが、皆さんご存じのことと思います。三戸、田子、南部で構成しております一部事務組合でございます。三戸衛生センターで名川、南部地区のし尿処理を行っております。あと、管理するところは葬祭場もございます。葬祭場は、福地地区を含めた全町民を対象に火葬を行っております。それから、塵芥処理組合でございますが、これも同じく3町で構成する一部事務組合ということで、クリーンセンターにおきまして名川、南部地区の可燃、不燃、粗大ごみを処理しているところでございます。

また、たくさんご要望がございましたけれども、情報等につきましてはできれば、議員の皆様にも全部情報を伝えればよろしいわけなんでございますが、これにつきましては、これから検討をさせていただきたいと、このように思っております。

それから、「包括的民間委託」の件でございます。現在、特に民間委託を計画しているとか将来の構想があるということではございませんので、ご了解をいただきたいとこのように思います。よろしくお願いいいたします。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） ちょっと、もう少し時間をいただきたいのでありますが、要するに私はまず、ごみの方を中心にお話しさせていただきますが、県の方では大型焼却炉の建設を県内6カ所に計画している。これは今でも生きている計画なのかどうか、そうしますと、三戸のクリーンセンターが利用できなくなれば、また新たにそういうごみ焼却施設の場所などが移動になるのか

どうか、それとともに、民間委託は今のところそういう方向でないという話でしたが、やはり考えられるその経費節約の方法の一つとして上がられているのかどうか、名指しをするのは失礼だと思いますが、副管理者として座られております町長の方からはどのようなお考えなのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、やはりどうしても各広域行政の報告書を検討すると言っておりますが、やはり全く広域議会は参加されている方だけしか内容がわからない。これではやはり議会活動に対しても支障を来しますので、ぜひ前向きな方向で考えていただくように強く望みます。

答弁をお願いいたします。

委員長（工藤幸子君） 町長。

町長（工藤祐直君） ごみ関係の方でございますが、県の方の事業というのはちょっと私も把握してございませんので、今我々、一部事務組合においては先ほど課長も答弁しました。民間委託等々を含めてそういう予定はございません。現在の中で従来どおりにしっかりと運営していくということで把握してございます。

先ほど提案として年間活動の件がありましたが、組合の方にはそういう提案もあったということは申し上げたいとは思いますが、一部事務組合自体も一つの組織、団体でございます。立花議員さんは塵芥の方での議会でも質問して、塵芥の内容は重々わかっていると思うわけでございますが、必要な大きな事業等々については一部事務組合に限らず、八戸広域もでございます。そういう部分に町も関係する場合は、全員協議会を開くなり、今までもやってきていると思いますし、そういう形でもしっかりと情報提供はしてまいりたいと、こう思っております。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。次に、86、87ページの5款労働費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、86ページから101ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ございませんか。1番、工藤正孝君。

1番(工藤正孝君) 91ページ、3目19節項目が多数ございますが、真ん中よりちょっと下、有害鳥獣捕獲事業費66万8,100円と野ネズミ駆除44万5,095円、これは、要するに事業費と内容、どれぐらいどういうことをしてこの額がかかっているのか、県の補助事業等に絡むものなのか、もう少し詳しく説明をしてください。

委員長(工藤幸子君) 農林課長。

農林課長(中村一雄君) 91ページの野ネズミ対策の方は、10アール当たり205円でこの実績でいきますと423.9ヘクタールでございます。そのうちの町が2分の1、農業協同組合さんは4分の1で農家の方が4分の1となっております。そして、町の負担金は先ほど申し上げました205円のうち、まず105円を補助金として出しているものでございます。野ネズミ駆除は、423.9ヘクタール分でございます。

それから、有害鳥獣の方は3地区あるわけなんですけども、それの方のあれとして町の単独の方の事業でございます。カラスとかムクドリとかそういう駆除を行ってございます。

以上でございます。

委員長(工藤幸子君) ほかに質疑ございませんか。1番、工藤正孝君。

1番(工藤正孝君) すいません。一気に話せばよかったのですが、この漢字を読みますと「捕獲事業」というふうになっていたのが、ヒヨドリとかカラスを捕獲して駆除しているのかなと思っておりました。要するに、昨日当たりからも役場の放送でもあるように「カラスの駆除をします。」鉄砲といいますか、ああいう音で追い払うということでしょうか。そうすれば、鉄砲隊といいますか、そういった方に払うお金のかなというふうに考えております。

もう一つは、野ネズミ駆除ですが、金額とか面積はわかりました。いわゆる駆除とこの捕獲とちょっと疑問視するのは、駆除というのは10アール当たり205円なりの、どういうふうな駆除の対策なのか。いわゆる殺鼠剤なのか、忌避剤なのかそれをこの方々にこういった金額で補助しているのか。もう少しどういった内容の額が44万5,095円なのか、この205円の内容です。忌避剤な

のか殺鼠剤なのかということをお伺いします。

委員長（工藤幸子君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 先ほどの有害鳥獣の関係なんですけども、実際まず猟友会の方をお願いしてまして、南部地区、名川地区、福地地区とそれぞれ狩猟の免許を持った方が、それぞれ回数が21年度の実績でしたけども、6名の方が3回ほどやっています、南部地区ですね。名川地区は、27名の方が1回行っていると実質はまず、去年は11月にも要望がございまして2回ほど行いました。福地地区は、7名の方が3回ほど行いまして、カラス、ムクドリ、カモ、先ほども申し上げましたけども19年度の実績、実際撃ち落とした数ですがカラスが580羽、ムクドリが370羽、カモが200羽ですね。スズメが270羽で合計で1,420羽を駆除してございます。

それから、先ほどの野ネズミの方は「ヤソヂオン」の方の塊のものでございますので、以上であります。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） 関連の質問にちょっとお答えください。

殺鼠剤を使っているということですよ。どういう殺鼠剤なのはわかりですか。わかっていますか。わかりませんか。例えば、いろいろあるんですけど、何でもこういう発言をしたかかっていうと、毎年同じ薬剤を使っていると、だんだんとネズミの場合は抵抗力が強くなるはずなんです。そのクマリン系であったりすると。そうすると「駆除をお助けします。」という好意のあれなんでしょうけれど、実は、あまり薬剤が効かない体勢にネズミをふやす、お助けしているんじゃないのかなっていう側面をちょっと前から感じているんですよ。ですから、そのクマリンってというのは食して吸収されて、結果として血液が固まらなくなって、内出血とかで死ぬっていうシステムじゃないですか。そういうことよりでしたら、例えば、生理的に殺すのではなくて、物理的に殺すってような方が、後々、すばっとそこで殺して、体勢をつけないってような。これはネズミに限らず、害虫にしても何にしてもいえることだと思うんですけども、多分、農家の皆さんは経験的に「だんだん薬が効きづらくなっているんじゃないか」っていうように感じておられる方が結構おられると思うんですけども、そういったことなわけですよ。ただ、農家の方が個人でやられることに対してどうのこうのっていうことは、私はしませんけども、も

し、行政がそういうことをやっているのであれば、薬を毎年変えるとかそういうことをやられるべきじゃないのかなと思ひまして。

委員長（工藤幸子君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 私、名前だけはわかるんですけども、成分はわからないんですよ。「ヤソヂオン」という駆除剤を使ってはおるんですけども、その成分ですね、ネズミの頭脳を弱らせて殺すという形なのか、駆除のほうはわかりません。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。坂本正紀君。

15番（坂本正紀君） 91ページですね。負担金補助及び交付金のところの下の方です。新規就農者支援事業。これは、何名の方が新規就農なされたのか。それと町では、資金面だけの援助なのか。例えば、技術的な指導も資金援助したほかに、そういうふうな技術面でもバックアップしているのかどうか。その辺、詳しくお答えをお願いいたします。

委員長（工藤幸子君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

新規就農者支援事業の人数でございますけども、16名でございます。そのうち、学卒就農者が7名ですね。離職就農者が7名でございます。転入してきて農業に新規の参入者が2名となっております。合計で16名でございます。金額から申し上げますと、転入の参入者以外は月額3万円でございます。3万円ずつが14名で504万円です。2万円の方が2名ありまして、48万円で合計が552万円となっております。

技術的な指導の方は、直接的には農林課の方では行ってございません。これでいきますと、新規学卒者の方の支援事業といたしまして、農家出身でそのお子様ですので、学校卒業後すぐに実家の農業経営に携わるということで、そちらの親御さんっていいですか、そちらの家族の方から技術的な指導とかそういうのは、あるということ。もちろん、営農大学校とか終わってきている方もいますので、そういう形になります。あと、同じく新規就農者の方で、会社とかそういうところを辞めてきて農業につく人と、全く農家でない方、そういう方は三八地域県民局地域農林

水産部農業普及振興室では技術指導は行っておりますけども、直接的には、農林課の方では技術指導は行ってございません。県の方の農業普及振興室の方から行う形では、いつもやっておりますけれども。

委員長（工藤幸子君） 13番よろしいですか。13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） ちょっとお聞きします。

去年ですか、名久井農業高校で白いリンゴをつくったっていう話が話題になりましたけれど、私もよくわからないでお聞きするんですけども、ああいったものはやはり特許ですとか、登録商標ですとか意匠登録ですとか、そういったたぐいの法律的に保護していくようなことを、ですが、現場が県の農業高校ですから、それがだれの役割なのかはわかりませんが、せっかく南部町で生まれた白いリンゴと赤いリンゴっていうあれがあるわけですから、何かしらそういったことをするべきじゃないのかなって思ってお聞きします。私もよくわからないまま、広報に載っていた写真がある東京のネット販売をやっているような方にちょっと話したことがあるんですけども、「それ本当ですか。そういうことだったらぜひやらせてください。」って私に言われても困るんですよっていうふうな話で、その時はそのままだったんですけど、そういう話を伺いますと、割りとその商品価値としてはすごくあるんじゃないのかなというふうな気がしてます。できれば、達者村の紅白リンゴみたいな感じで何とか町の中の産物として、技術として取り上げることはできないのかなって思ひまして、質問をします。

委員長（工藤幸子君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 県立名久井高等学校の方の白いリンゴということで、確か京都だったと思うんですけど、それですごい賞をいただいたっていうことだったんですけども、直接的には農林課の方では、ブランド物の方の申請の方とか、具体的にも相談にはまだ見えていないので、広報なんぶちょうには載っていましたが、そこまではまだ進んではございません。相談を受ければ、それなりに動いていきたいと思っておりますけれども。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） あれは技術でもって、テクニックでもってああいう白いリンゴにしたのか、その品種でもってああいう白になったのかも私はわからないんですよ。ですけども、いわゆる知的所有権っていうところで、ただ袋をかけただけらしいんですけど、ですけどね、ああいっただのものがあるのであれば、やはりそれはそれとして、それを法律的に保護するっていうようなことを町の財産っていうか、地域の財産としてやるべきだと思うんですね。ただ、技術なり知的所有権のあれがどこにあるのかなっていう、それは県の学校の中でやっているわけですから県なのか、そこら辺がよく私にはわからないんですけども、法律的なことがですね。わかっていたらちょっと教えてください。

委員長（工藤幸子君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 先ほどの川守田議員さんのご質問にお答えしますけども、品種だと私は伺っていました。ある人からまず聞いた時ですが、そういう品種があるってことです。ちょっとリンゴの名前は、何かとかけ合わせて突然変異的に出てきたのかもわかりませんが、ちょっとその辺は詳しくは把握しておりません。

以上であります。

委員長（工藤幸子君） 大変長くお待たせしました。佐々木元作君、質疑がありましたらどうぞ。

17番（佐々木元作君） 大変な記憶力のいい委員長に敬服いたします。

先ほど、坂本委員がお伺いしましたので、私の質問はございません。

委員長（工藤幸子君） ありがとうございます。ほかにございませんか。12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） 今話題になっていますが、91ページ、6款1項3目19節、新規就農者支援事業についてであります。内容はわかりましたので、その活用されている方から「こういうふうにしてほしい」とか「ここは、こういうふう直したらもっと長く使える」など、そういう声を聞いておられるでしょうか。

また、これからこの枠は、ふやしていくお考えなのかどうかお聞きしたいと思います。お願いいたします。

委員長（工藤幸子君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 新規就農者の方からは、農作業の日誌を月ごとに全員から取ってございます。それで、いろんな活動をしている。「今日はどういう作業をやりました」ということで。その中で、特別にはそういう改善とか要望とかは今のところは出ておりません。

委員長（工藤幸子君） 町長。

町長（工藤祐直君） まず今、新規就農者3年の補助をしているわけですが、ここについては農業町ということで、要望があれば補正を組みながらでもしっかりと支援をしていきたいという考えであります。

先ほど、農林課長の方から白いリンゴ、これは確かメッセージリンゴだったという記憶をしておりますが、品種によってという答弁がありました。恐らく、袋を取らないという部分で色ということだと思っておりますので、ちょっと一部訂正をしながら、しっかりと確認をしながら我々も今後、答弁をしていきたいと思っております。ということで発表されて、我々も聞いたのは、受賞して初めて学校から聞きました。それまでは我々も一切情報はありませんでした。それで、市場関係者の方々に実は、「そのリンゴを市場でも出したら高く売れるんじゃないか。」ということも私は関係者に投げかけてみたんです。市場的には少し問題がまだまだあるということでございましたが、非常に珍しいという部分もありますので、農家の方々それぞれまず、一部取り組んでみて、これはどちらかとお祝いとか記念、そういうふうな時に使ったらどうかということでしたので、昨日、工藤久夫議員さんからも特産品の活用というのもありました。そういう部分で、契約的にお願ひしていくのを考えていくと使い道も出てくるかなと思っておりますので、そういう部分も含めながら検討もしていきたいと、こう思っております。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後12時00分）

.....  
委員長（工藤幸子君） それでは、休憩をとくまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....  
委員長（工藤幸子君） 100ページから105ページまでの7款商工費について質疑を許します。質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） ちょっと関連でこの商工観光の件で伺いますが、例えば今、今年の12月に新幹線が青森まで行くと、そういう観光についていうと一つの大きい転機が来るわけです。もう一つは、今中国とか韓国から大分こう観光客が日本でも都会だけじゃなくて、地方の方へも来るっていうことで、そういうのに対する対応ということで、今までと同じことやっててもどうかという部分があるんですけども、例えば、その中国、韓国あるいは東南アジアの方から観光客が来る場合に、どういう対応をすればいいかっていうと、やっぱり言葉の問題だとかパンフレットだとか、ガイドだとかそういう問題に対して少しでも、半歩でも、一歩でも前に進んだことをやらないとだめだと思うんですけども、そういう点について、この町単独でやるべきなのか、この三八だったら三八の地域でやるべきなのか、あるいは県だったら県がイニシアチブを取ってそれに乗るのがいいのか、その辺をもうちょっと議論をして方向を決めていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺に対する考え方っていうのが何かありましたらお答え願いたいと思うんですけども。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） ただいまのご質問にお答えします。

新幹線については、デスティネーションプランということで県と連携を取りながら進めておりましたが、先ほどからの中国、韓国のお客さんがふえているというご指摘、ごもっともでござい

ます。それで、ビザ等の発給も低所得者に発給されるようになったということで、近年、特に入客人口がふえているという現状でございます。それで対策としては、パンフレット等の作成とか、言葉の問題等も今ご指摘になりましたけども、中国語や韓国語での表示ですね、そういうものを心がけていくということで検討してまいりたいと思っております。ただ、先ほどご指摘にあった単独でできるものとできないものというものは当然、すみ分けがございます。これは、八戸にも観光協議会がございます。また、県レベルでの観光協会とか、観光連盟がございますので、そちらの方とタイアップしながらいろいろとご意見を拝聴しながら出し合って、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。2番、夏堀文孝君。

2番（夏堀文孝君） ページ数は103ページです。2目の観光費、19節の負担金補助及び交付金のところで、財団法人迷ヶ平森林観光開発協会。そして、その下であります迷ヶ平自然休養林保護管理協議会へ8万円と1万円を補助しているみたいですが、当町とのかかわり合いとその内容というのを教えていただきたいんですが。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 財団法人迷ヶ平森林観光開発協会、それから迷ヶ平自然休養林保護管理協議会と二つございます。この違いというのは、財団法人迷ヶ平森林観光開発協会というのが市町村と南部バスで構成してございます。協議会というものが、それに業者とか畜協とか観光協会等が入って組織されたものでございます。役割としては、当然、町村レベルでは行政関係のできること、つまり、迷ヶ平に十和田湖それから十和利山ですか、その中継地として観光施設として、昔は南部バス等がたくさん乗り入れして、観光客もにぎわったということでございますけれども、近年、特に観光客が減少しているという現状でございます。それで、この間も会議等二、三回持ってございますけども、公益法人等の関係もございましていろいろこの統合が検討されているというような現状でございます。できれば、一つにまとめた形でネットワークをよくして、これから活動していく方向で検討したらいいのではないかというような形で、今議論されております。効果としては、当然、観光客が地域、観光を通じて南部町やあるいは周辺市町村、

あるいは二戸等も入っておりますけれどもそちらの方に駅の利用、それから旅館とか集客、バスの利用とか交通機関の利用、あるいはレンタカー等の利用というもので地域にメリットがあるという形で参加しているものでございます。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。17番、佐々木元作君。

17番（佐々木元作君） 103ページ。13節の委託料、観光イベント委託料というところがあるわけですが、1,589万円。実行委員長、工藤幸子さんのご案内で、南部まつりの家老として行列に参加いたしました。大変、2回、3回目になるわけですが、この前日のイベントにもかなりの人がおるわけですが、ジャックドまつりしかり、名川秋まつりしかり、どの程度の集客が来ていると見ているのか。年々、お客さんの数がふえているような気がするんですが、その辺の盛大さがどういうふうにとらえているか、ちょっとお伺いしたい。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 詳しい数字は資料があるんですけど、ちょっと探すのに時間がかかるので後からお示ししたいとは思いますが、近年、観光ブーム等もございまして、ただ、不景気なこともありまして年々減ったりふえたりを繰り返しております。また、天候等にもよりますけれども、今年の例で見ますと春まつりは天候がよかったために若干、500人ぐらいふえたと思っております。あと、ジャックドまつりについては、ご存じのとおり雨にたたられまして5,000人ほど減ったというような形になるうかと思っております。それで、集客については当然、これからもパンフレットとか新聞、広報機関を通じてPRしていかなければいけないんですけども、そのイベント内容の見直しというものも必要であると考えております。観光協会長ともお話しして、「終わったらすぐに反省会をして来年度の計画について見直ししなさい。」ということで皆さんにも話してございますので、内容の充実を図るといような形で観光の誘客というものを図っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 17番、佐々木元作君。

17番（佐々木元作君） やっぱりあの、それぞれの実行委員会の方々が苦労しながら町内の浄財を募り、あるいは人の動員をお願いしてその祭りの盛り上げには苦労されていることは重々承知しておりますが、町内にしろその地区の祭りを我々もできる限り応援したり、あるいは見たりして側面的な応援はやぶさかではないわけですけども、その実行委員会のその地区の方々が主体性を持ったお祭りの動員の仕方、あるいは盛り上げの仕方を今後とも模索しながら、継続できるような指導の仕方をお願い申し上げたいなと思います。答弁はいりません。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。4番、根市君。

4番（根市勲君） 101ページの中小企業特別何とかというのがありますが、これはどういうことをやっているのかをお聞きしたいんですけれども。よろしくをお願いします。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 21節の貸付金の中にございます中小企業特別保証制度裏付預託金のことでしょうか。これは、中小企業に近代化資金等の融資制度がございます。その融資制度を実行するに当たりまして銀行を通しますので、銀行に対する保証金のような形で町の方で定期預金をいたします。その預託金のことをございまして中身としては、県信用に750万、みちのく銀行に300万、青銀に250万を預託してございます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて7款商工費の質疑を終結いたします。次に、104ページから111ページまでの8款土木費について質疑を許します。質疑ございませんか。1番、工藤正孝君。

1番（工藤正孝君） 107ページ、2目13節委託料、除雪業務3,430万292円とありますが、これは場所、地域ごとによって若干、降雪量によっては違うと思いますが、大体の出動回数とい

ますか、何回ぐらい出てこのぐらいかかっているのか。あとは、よく各地区の除雪業者さんに合わないといいますが、1回の除雪費が幾らで合わないという具体的なことではございませんが、よくそういうような話を耳にします。最低でも4回、5回でないと車両あるいは人件費等、チェーン等が破損したとかそういう高額な物だそうです。このままの見通しとすれば、少ないとそれこそ1回、2回しか降らないと、除雪しないと町の支出が少なくなるわけですが、業者さんにすれば車検等、機械、人件費、維持費等がかさばるといふような具合になっていると思います。金額もございませうが、今後もそういった業者さんの考え方がもし都合がよくなならない状態になれば、除雪作業も大変な思いを来すものと思いますが、今後の見通しといいますが、ご所見があればお願いします。

委員長（工藤幸子君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） 除雪の委託業務についてですけれども、3,430万ほどですけれども、除雪は機械による除雪と、それから融雪剤散布と二つに分かれておりますけれども、融雪剤散布につきましては11月の末から3月まで、融雪剤を散布する業者さんがその日の温度を見て出ているということで、うちの方で融雪剤散布については、特に指示はしておりません。

それから除雪の回数ということですが、これについても一応、おおむね10センチ以上あれば出勤をかけているわけですが、今年は3回ぐらいですか、21年度は3回ぐらいの大きいあはあったんですけども、あと細かいものについてはやはり業者さんの方をお願いしている部分がありますので、うちの方に「地域でこれぐらい降っていますのでどうしますか。」というのが来ます。それについて、うちの方で「じゃあ出てください。」とかいうような感じでやっておりますけれども、今現在、南部町にある建設業者さんですけれども、全て除雪業務はお願いしてございませう。融雪剤散布も含めて。今、工藤議員の方からのご指摘があったんですけども、4回も大変うちの公共事業もそのとおり減ってきておるといふことで、除雪車を維持していくのが大変だということを知っております。現時点で、今年はどうしようもないと。ぎりぎりの予算で、機械をグレーダーを置いておけないということがございませう。そういうのがありまして、町の方で急遽、グレーダーをリースで借り上げをしまして、それで業者さんをお願いしてやっていると。これは毎回、除雪計画をつくった段階で除雪業者さんと呼んで、こうやって話し合いをするんですけども、皆さんそのことを言うんですけども、何とかお願いしたいと。今ですね、委託料は待機料として1万円です。それから、保険はもちろん町でかけます。重機に対して

は。それから、人夫さんはその都度出た分ということと、重機借上料と払っているというようなスタイルなんですけれども、その重機借上料が払っているという点ですね、ちょっと業者さんから言わせると、要するにそのメンテを考えていくと、とても足りないようなことを皆さん言ってますけれども、ところが、それを業者さんの言うとおりに上げれないと。これも県の単価を使ってやっていますので、借り上げについてはそのままと思うんですけども、標準に比べましてちょっと人夫賃が安いのかなと。でもこの辺は、町の財政との関係もございますので、何とかまずお願いしたいというふうな形で今はやっております。来年度についても、そのリースはやらなければならないのかなと。というのが、町の建設機械が台数が少ないもんですので、どうしてもグレーダーが必要などころがありますので、それについてはまた来年もリースでお願いして対応したいなど。来年は、予算の方にもお願いしてあるんですけども、散布車も大変古くなってまして、更新する時期にも来ています。散布車が一番、散布する方が回数も多いし、当然、効果があるもんですから散布車の更新をしていきたいなということで、財政とも今話をしている状態です。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ありませんか。1番、工藤正孝君。

1番（工藤正孝君） わかりました。どちらの言い分といたしますか、どちらの立場もあると思います。町当局の立場、そして委託されている方々の事情というのもございます。今回、この場では詳しく話はしていけない部分があると思いますので、今後はまず、そういったいい解決方法といたしますか漸進的なことに期待したいと思います。

また、つけ加えて車道の除雪のことですけれども、朝、通勤、通学そして小学生、中学生全員がまず町道を利用してバス停に立つ者や駅に向かう者、さまざまあると思いますが、前にも南部地区の場合、歩道がないといたしますか除雪をお願いしたところ、現在あそこはしなくてもいい場所であるということを伺って、どうにもならない話題で前から旧南部町時代からそういった話があるようでした。そこで、その町内会として私は提案しましたけれども、もし、除雪を自動で押して歩くようなものがありますけども、そういった物があれば町内会で担当しながら、小学生も雪の大変な時期をその日だけでも登板といたしますか、ボランティアで出動するというものであればどうでしょうか。と言ったら、それはもう商店街の方々、道路を歩く子どもたちの前の家庭の方々、子供たちがとても小さい長靴で歩いて、雪がいっぱい入って学校に行くと長靴の中がもうびしゃびしゃの状態で行っていると。そういったことを見かねるので、自分らの家の前

は早く起きてやっててもどうしてもできない場所があったとかすれば、どうしてもそこは子供たちが歩けなくなり、車道を歩けば車はもちろん邪魔になりますし、交通事故でも起きれば大変だということで町内会の方々がもしそういった機械等が町内会にもあれば、できるんじゃないかというような話もごさいます。これもその場では決着できないことごさいますので、散布等が町内会で本当にやるかどうかという話も深くかかわっていくと思いますので、今後の検討材料にしていただければと思います。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） 歩道除雪につきましては、今現在では町では1台乗用の除雪機械がごさいます。これは、旧福地村時代に買ったのがあります。あとにつきましては、国道4号であれば、4号の歩道についてハンドガイドの除雪機械を貸し出しをしています。これについては町内会もできますし、それから、うちの方では町でも借りて2台ですね。これは、国道4号の南部地区はやってごさいます。県道につきましても、県でも貸し出しをしております。ですので、今工藤委員がおっしゃられましたけども、「直接その歩道がなくても可能です。はい、じゃあ」ってことは言えないですけども、もし、そういう要望があれば、県の方にお願いをしていきたいなというふうに思いますので、一つ手を上げていただければと思います。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ごさいませんか。2番、夏堀君。

2番（夏堀文孝君） 107ページの同じ委託料の橋りょう点検業務994万3,500円。この橋りょうの点検ってというのは毎年行われるものですか。それと、県の方でも国道でも橋りょうの今耐震などやっておりますけれども、南部町にかかる町の橋でそういった対象の橋りょうはあるんでしょうか。

委員長（工藤幸子君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） 13節の委託料の中の橋りょう点検業務994万3,500円ですけども、これは、国が今まさしくそのとおりでございまして耐震化の橋りょうが、耐震といいですかその

地震にこたえられるのかということで、国の方で急遽調べろということになりまして、うちの方もすぐ手を上げたわけなんですけども、南部町は47橋あるんですけども、その中で点検をした結果、特に危ないというのはありませんでした。ただ、長い目でこう見ていくと、やっぱりその中で耐震補強しなければならぬと橋台等も危ないというのが何カ所かあるんですけども、それについてはこの点検業務を行いましたので、これに沿って国交省の方から補助金をいただいて、それを改修するという計画になります。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） ページ数は111ページ。8款5項1目15節、工事請負費、備考のところ住宅団地改修工事とありますが、これは何のことでしょうか。関連があるのかどうかお伺いしますけれども、成果報告書の37ページ、町営住宅管理のところの町営住宅修繕654万3,213円とありますが、どういう団地の修繕をなさったのか、内容をお聞きいたします。

委員長（工藤幸子君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） まず、111ページの15節、工事請負費、上段の一番上から2番目になりますけれども、116万5,500円の支出済額の備考欄に住宅団地改修工事とありますが、これは今、南部小学校の裏に団地がございます。この南部の団地がございますけれども、ここの団地の2カ所をあけていただきまして、ここにのりがつくんですけども道路が来ます。今、道路の改修計画がございますので、それに伴う改修工事。というのは、この2戸の方が隣のすぐ隣の同じ団地に住むことになりますので、その団地を改修して住ませるということであります。

それから、成果報告書の37ページの町営住宅の修繕。これは大きく657万3,213円とありますが、これはまさしく南部町にあります町営住宅を各団地それぞれに、全て小さい物から大きい物がいろいろありますけれども、それを全部修繕した金額がこの金額でございます。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） 一般質問と重複するかもしれませんが、町営住宅の問題で。今のひろば台団地などを造成しているのは、この成果報告書に書かれてあるとおりだと思いますが、国としても町としても住宅ストック整備計画なるものを持っていると思いますが、これは新しい住宅をつくっていくのか。それとも、既存の住宅を整備して使っていくのか。このストック整備計画というのはどういう内容のものなのかお伺いし、町ではどのように行おうとしているのかお聞きします。

委員長（工藤幸子君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） 一般質問でもお答えしましたけれども、住宅ストック計画は町でございます。それで、今現在でいきますと既存の住宅そのものを含めて、特に、新たに住宅団地をつくるということではないんですけれども。ただ、旧南部町の住宅が大変古くなってございます。これについては、ストック利用計画の中には「もう、住宅はこの分つくりますよ」ということに入っていますので、ですので、旧南部町についても更新というような形で建て替えはできません。今の予定は、一般質問でも言ったとおり、ひろば台団地が済めばそれと含めて、その次に南部の団地の建て替え計画に入るということで、今は今ある戸数のこれからまた一回調査しなければならないんですけれども、今ある既存の南部町に住んでいる方々の意向調査とかそういうアンケートも含めてやって、どのくらい必要になるのか。そういうのをやる計画になります。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて8款土木費の質疑を終結いたします。次に、110ページから115ページまでの9款消防費について質疑を許します。質疑ございませんか。2番、夏堀君。

2番（夏堀文孝君） ページ数というわけではないんですけれども、消防自動車、タンク車などそうだと思いますけれども、中型免許、小型ではなく中型免許を持たなければ今運転できないと思いますけれども、現在、南部町で所有している消防自動車の中で中型免許が必要な車両、そして

また、持っていない団員はどうしても緊急な場合ってというのはどういうふうに対処をすればいいのか。また、そういう免許に対して補助して免許を取っていただくというような考えはあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたい。

委員長（工藤幸子君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） お答え申し上げます。

中型免許制度っていうのが今できまして、8トン以上の車両についてはこれから中型免許が必要になると、総重量がですね。今、普通免許を持っている方は暫定的にそれは今認められるんですが、これから若い団員の方が入ってくると、そういう総重量を超えるものについては機関員として現場へ車両を持って行けなくなるというふうな状態が出てくるやに思っております。車両的には基本的にはタンク車は全て超える。重量がですね。あと、CD-1につきましても何台か福地の方にも5分団とか、ウインチがついているものとかそういうのは、確か重量が今でも超えていくのではないかなというふうに思っております。

その免許、資格と申しますと一般質問でも根市議員さんの方から「これからのそういう資格とかそういうのをどう考えているんだ」ということもありました。直ちに公費をもって団員にその免許の取得の補助というようなこともどういうふうにしていけばいいのかというのは、考えておりました。検討しているという段階の前の前の段階ぐらいでございますけれども、将来とも、やはり機関員は育てていかなければならないと。その中で、条件をつけてやはり取得をしたら何分の1かはやっぱり補助してもいいんですけど、その条件としては例えば、団員をやっぱり何年間勤務していただく。また、機関員として県の消防学校へその専門研修がございますので、それとして、確実に機関員としてやっぱりその講習を受けていただくというような条件等々をつけて、何分の1とかっていうのは将来的に補助するのも検討していくことも必要かなというふうにも考えていた状況もでございます。各分団からもそういうお話しがありましたものですから、まだ、公式的には話はしていないんですけども、含めまして、例えば小型船舶の免許とか、当町は川がございますので、その行方不明、搜索等にはこれまでもゴムボートを出してございますので、団員にそういう免許を持っている方を操縦していただいてやっている実績もございますので、そういうことも含めましていろいろ条件があるかと思いますが、検討していかなければならないというふうな認識で思っております。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。次に、114ページから137ページまでの10款教育費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。次に、136ページから139ページの11款災害復旧費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、138ページ、139ページの12款公債費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。次に、同じく138ページ、139ページの13款予備費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2009年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

改善され、評価できる項目はありますが、全体として住民に対してサービスをもう少しふやすことはできないものでしょうか。そういう中にありまして、多目的バスの運行は交通弱者にとって生活の足になっております。また、学童保育運営費や就学援助の予算は、子育て中の家庭になくはならない項目です。これからも少子高齢化対策や商工業対策、特に農業支援で独自の対策をふやしてほしいと要望し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

委員長（工藤幸子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。  
（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
（起立多数）

委員長（工藤幸子君） ご着席ください。起立多数でございます。  
よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

---

#### 散会の宣告

委員長（工藤幸子君） 以上で本日の決算特別委員会は終了いたします。  
なお、9月3日は、午前10時から引き続き委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。  
本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後1時38分）

南部町議会決算特別委員会会議録（第3号）

平成22年9月3日（金）

出席委員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君	代表監査委員	鈴木聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 田 辺 弘 治 主

幹 板 垣 悦 子

主 査 秋 葉 真 悟

---

## 開議の宣告

委員長（工藤幸子君） ただいまの出席委員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

（午前10時01分）

---

委員長（工藤幸子君） 本日は、本委員会に付託されました議案第68号から議案第87号までの平成21年度南部町各特別会計歳入歳出決算20件を審議いたします。

なお、各特別会計決算につきましては、歳入歳出一括で質問を受けますのでよろしくお願いたします。

それでは審議に入ります。

---

## 議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第68号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

学務課長（庭田卓夫君） 147ページをお開き願います。議案第68号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

152ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目給食費負担金、歳入済額9,935万7,488円は保護者から集めた給食材料費です。

2款1項1目一般会計繰入金9,828万9,000円は、人件費、需用費、委託料など給食管理費に充てるものです。

次の154ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目給食管理費、11節需用費の備考欄ですが、消耗品費は約760万7,000円ですが、昨年は約438万8,000円で320万円ほど多くなっております。主なものは厨房用、事務用の使い捨て手袋、マスク、洗剤、

用紙などです。燃料費の約619万4,000円は、昨年は約803万1,000円でしたが、約180万円安くなっております。これは、使用燃料単価変動による減やボイラー設置数の減によるものです。光熱費は約1,014万9,000円ですが、昨年は約686万1,000円で、主なものは下水道料金の新たな計上による増、高圧電力契約による電気量の増などです。なお、需用費の不用額の理由は、主に下水道料金、燃料費の灯油ですが、光熱水費などは、開業が8月になったため生じたものです。

12節役務費の主なものは、米飯食器洗浄手数料やグリーストラップ清掃などの各種手数料です。

13節委託料は、電気工作物保守管理業務、高圧電力使用による21年度からの計上によるものです。

次の156ページをお開き願います。2目給食費の11節需用費、支出済額9,982万4,167円、これは収入で申し上げたように、主なものは保護者から集めた給食材料費です。ほかにインフルエンザによるもの、それから保存食の公費負担分があります。

153ページをお開き願います。したがいまして、歳入合計収入済額1億9,764万8,335円から157ページの一番下になりますが、歳出合計額支出済額1億9,762万3,128円を引いて、150ページの歳入歳出差引額2万5,207円となり、これは翌年度への繰り越しとなります。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第69号、平成21年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） ページ数は159ページになります。議案第69号についてご説明申し上げます。

歳入から説明したいと思います。164ページをお開きください。1款1項1目農林漁業体験実習館使用料として1,360万629円、これは入浴とか宿泊、会議等の使用料となります。

2款1項1目財産売払収入3,381万2,813円、これは料理とか飲み物、あとは一部販売の費用が入っております。

3款1項1目一般会計繰入金、これは一般会計からの繰入金として2,190万円繰り入れしております。

4款1項1目繰越金ですけれども、10万9,108円、これは前年度からの繰越金となっております。

歳入合計、予算額に対して6,942万2,550円、95%の執行率でございます。20年度比、3.8%の減となっております。

それでは、歳出にお進みください。166ページになります。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目管理運営費でございます。8節の報償費は、1万円支出済となっておりますが、これはチェリースタンプの費用でございます。

それから、11節の需用費の中の修繕料は、ボイラーとか看板等の修繕になります。賄材料費というのは、食事とか宴会等の賄材料費となります。

12節の役務費の中で手数料とございます。これは旅行予約システム、これは楽天のシステムなんですけれども、このシステムの手数料でございます。それから、保険等は傷害保険等の保険料となっております。

13節委託料については、施設管理業務の委託料。エレベーターとか浄化槽等の管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の中で、使用料というのは、カラオケとかデスクネットの使用料になっております。それから、借上料でございますけども、これもカラオケとか個々の機械ですね、その借上料となっております。

18節の備品購入費でございますけども、26万2,500円。施設用備品として、これは製氷機、氷をつくる機械なんですけども壊れましたので、これを買換えた備品の購入費でございます。

公課費として110万9,200円、これは消費税と自動車の重量税、車検時にかかる重量税ですね、これを計上してございます。消費税については2003年よりも支払いの形になってございます。

歳出合計6,929万8,971円となっております。

168ページにお進みください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が6,942万2,000円、歳出総額について6,929万8,000円、歳入歳出差引額として12万4,000円。これは実質収支額12万4,000円と同額、これは翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。13番、川守田君。

13番（川守田稔君） 予算現額が1,597万4,000円で調定額が1,360万ちょっと。予算を立てる時点で、ちょっと大目に予算を立てていましたと。実際、それほどお客さんが来ませんでしたということですね。ですから、もうちょっと最初の予算を立てる時点でもっとシビアに予算を立てる必要があったのではないかということと、せいぜい1,360万稼ぐために繰入金を2,200万弱繰り入れている訳なんですけれど、どう考えても経営的にはちょっとすごいことをやってるなという気がするんですね。ただ、いわゆるチェリウスが、町にとってどういう位置づけなのかということによって、その繰入金の意味がかわってくるのだと思うんですけれど、どういう基本姿勢でもって、改めて伺いたいのはチェリウス、農林漁業体験実習館というのが運営されているのかということを伺いたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 予算額については確かに実質収支として少ない、入浴客とか宿泊客が少なくなっているという現状がございます。一時、新幹線ができる時がピークで宿泊者が多くて、その頃は良かったんですけども、だんだん景気の低迷、それから八戸市内にホテルができてきたということもありまして、だんだん減っているような状況です。ただ予算を立てる時点で、あくまでも安易な予算というよりも、これだけ努力したいという目標で予算を立てておりますのでその辺はご理解願いたいと思います。

繰入金に関しても、今言われた2,200万円相当繰り入れしているわけなんですけども、合併以来の数字で見ますと、年々繰入金は減少しております。いくらかずつでも努力してきたというようなことをご理解願えればと思います。特に、重油が高かった20年度の時には200万円位重油の費用がかさんだわけなんですけども、それに対しても前年度比で53万円位の持ち出しの減。それから21年度にしましても50万円の繰入金の減額というような形になってございます。

それから、チェリウスの意味ということなんですけども、特別会計ですので当然、収支額を儲けなければいけないという側面もございましてなんですけども、もともとグリーンツーリズムの推進ということで完成した施設でもございます。今はドライフラワーを初め、いろんな体験学習として町が運営しているという側面もございます。また、達者村の一翼になっているというような形でもございます。今、おっしゃったこれからの展望等については経営改善委員会で幾らかの案が示されております。段階的に縮小して、廃止していくというような形。あるいはバーデと連携したような指定管理者制度の導入を考えてみてはどうかというような提言。あるいは現状のままではよっぽど努力をしなければいけませんよと。誘客、それも提案型の企画を充実させて展開していった幾らかでも持ち出しを減らしていくというような形で提言をしてございます。私どももこの提言を踏まえながら、これからの方向性というのをも模索していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田君。

13番（川守田稔君） 一概に赤字を責めているわけではないんですよ。責めてもいるんですけどね。どういうことかということ、結局、町にとって必要な、本当に必要であってある機能を担っている施設なのであれば、町民に対するですとか町外の利用者に対して社会的な責任として相応の負担を負いながらも維持しなくちゃならないという役割を演じているのであれば、それは必要経費として財政で負担するべきものだと思うんですよ。これに限らず、例えば病院であったり、

バーデもそうであります。もろもろそういった行政が携わるというのはそういうべきものであると私は基本的には思うんですけども、赤字黒字を別にしてですね。ただ、かたやグリーンツーリズムを推進してますとか、私はあんまりグリーンツーリズムに関しては詳しくないんですけども、南部町のグリーンツーリズムと言えば民泊とかそういった部分がクローズアップされて、チェリウスというのがどういう、本当にグリーンツーリズムというのを担っているのかといったらよく分からないところがある。そういった意味で経営の理念ということを改めてお伺いした次第ですのでそれだけの理由です。ありがとうございました。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第70号、平成21年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 平成21年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決

算認定について説明申し上げます。169ページをお開きください。議案第70号でございます。

次、170ページをお開きください。歳入であります。一番下の行の歳入合計であります。予算現額580万1,000円に対し、調定額、収入済額とも765万7,856円で、予算現額と収入済額との比較では185万6,856円の増となっております。理由といたしましては、前年度の繰越金の増であります。一方、みどり市からの環境整備協力費は、ポートピアなんぶの売り上げが伸びないことで、昨年と比較いたしまして、22.7%の減の524万8,726円となりました。

次、172ページをお開きください。歳出であります。一番下の行の歳出合計であります。予算現額580万1,000円に対し、支出済額は500万6,483円で、79万4,517円の不用額となりました。支出済額の主なものにつきましては、177ページをお開きください。

8節の町道清掃作業への報償費であります。これは42町内会への報償費でありまして、116万8,700円。

14節町道維持管理の重機借上料でございます。179万9,175円あります。

それから、19節であります。平成19年度から実施しております笑顔あふれるまちづくり支援事業助成金の申請のありました8団体への助成金の150万200円となっております。

最後になりますが、178ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。歳入総額が765万7,000円。歳出総額が500万6,000円。歳入歳出差引額が265万1,000円の実質収支額となり、この額は翌年度へ繰り越しとなります。

以上、簡単であります。説明といたします。よろしく申し上げます。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第71号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 議案第71号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、188ページ、189ページをお開きください。事項別明細書により、歳入の主なものからご説明申し上げます。1款1項の国民健康保険税は、調定額10億3,177万8,067円に対し、収入済額が7億828万2,591円となっております。これは、68.65%という数値になります。収入率になります。前年度比で71.93と。3.28%の減という形になります。明細につきましては、1目の一般被保険者国民健康保険税ということで、現年度給付の1節になりますが、現年度分としまして、4億6,054万1,132円という形になっております。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税になりますが、こちらの方は調定額2,368万5,804円に対し、収入済額が2,276万349円となっております。これは調定に対する96.07%ということになります。

次に、下段になりますが、3款の国庫支出金になります。国庫支出金は療養給付費負担金、一番下段になりますが、5億3,655万4,057円となっております。これは、歳出の保険給付費の34%の国の負担率に係る金額となっております。明細につきましては、次のページ、190ページ、191ページをお開きください。一番上段になります。1目の療養給付費等負担金の収入済額5億3,655万4,057円の内訳としましては、備考に一般被保険者療養給付費等3億6,583万7,603円と。後期高齢者医療費支援金としまして1億1,892万8,567円。介護納付金は5,178万7,887円となっております。

次に、2項の1目になりますが、財政調整交付金。これは国の交付金ということで、9%に相

当する額でございます。収入済額は中段になりますが、2億4,405万4,000円。9%相当、療養給付費の9%相当ということです。

次に、中段の3目、出産育児一時金補助金、昨年度年度途中で制度改正等がありました。これらに関する制度改正に伴う歳入が20万円。

次に、4款、療養給付費交付金は収入済額が1億190万4,512円ということになります。

5款の前期高齢者交付金は、4億2,387万1,890円という金額となっております。これは、前期高齢者の交付金ということで65歳から75歳の療養給付費に関する部分でございます。

次のページをお開きください。192ページになります。2項の県補助金でございます。1目の県財政調整交付金、これは県の負担分ということになりますが、1億1,413万9,000円ということになります。

次に、7款の2目の保険財政共同安定化事業交付金、これは高額療養費等にかかわる部分でございます。2億6,582万632円の収入済となっております。

9款、下段になります。9款、繰入金。繰入金は一般会計からの繰入金等になりますが、総額で2億5,757万2,753円となっております。内訳としましては、一応、2項1目の一般会計繰入金で、次のページをお開きください。194ページになります。一般会計の繰入金としましては上段になりますが、国保保険基盤安定負担金が1億5,532万5,754円と。内訳としましては、右側についておりますが、国民健康保険税の軽減分。それから保険者の支援金分等がこの金額となっております。

4節になりますが、国保財政安定化支援繰入金としまして、3,417万2,000円という金額が歳入となっております。これらを合わせて繰入金の合計額となります。

10款の繰越金ですが、前年度からの繰越金としまして、3,999万5,650円、前年度からの繰越金となります。

次のページをお開きください。196ページになります。5目の雑入とございます。5目の雑入の金額、収入済額は600万7,634円ということになっておりますが、これの主なものとしましては、老人保健拠出金還付金、備考欄にございますが、還付金としまして511万9,742円の歳入が主なものとなっております。社会保険診療報酬支払基金からの還付金ということになります。

次に、歳出の主なものからご説明します。198ページから199ページになります。

歳出の1款1項1目に関しましては、人件費に係る部分で5,758万8,262円となっております。

次に、200ページをお開きください。200ページと201ページになります。こちら、2款保険給付費になります。いわゆる医療費になりますが、総額で17億3,584万2,974円の支出となっております。

ます。前年の決算ベースで比較しますと、総支払額が97.92%と減額しております。この主なものとしましては、2目の退職被保険者等療養給付費、こちらの方が大きく前年度を下回るという形になっております。総額で7,882万9,517円の支出ということになっております。

その上段、1目の一般被保険者療養給付費は前年度決算ベースとほとんど同額であります。ちなみにパーセントでいきますと、100.12%ということで、0.12%の増ということになります。

次のページ、202ページ、203ページをお開きください。4項の出産育児の一時金でございます。791万円の歳出は、出産一時金としまして20件。国保世帯の出産件数ということになります。20件という、大変減っておりました。

次に、3款は後期高齢者支援金ということで、3億6,416万8,100円を歳出しております。

次に、204ページ、205ページをお開きください。6款の介護納付金であります。支出済額は1億5,231万7,315円という金額となっております。

7款は、共同事業拠出金。これは高額医療費共同事業に係る拠出金となっております。3億437万9,438円の歳出であります。これらは、1件の医療費給付が80万円を超えた場合の医療給付費の高額療養費にかかわる部分と。

次の、2目の保険財政共同安定化事業拠出金。こちらは、1件30万円を超える高額療養費に関する事業の支出となっております。2億6,650万8,821円という形で、件数は1,347件の高額療養費の申請ということになります。

次に、8款は保健事業費にかかわる部分でございます。2,195万7,593円の歳出となっております。主な内容としましては、委託料としまして1,116万2,242円の歳出でありまして、歳出先としましては、青森県健診センターの530万円相当。それから、町立病院への559万6,000円相当が主なものとなっております。

次に、208ページ、209ページをお開きください。上段の3目に償還金とございます。1,070万7,989円。これは、平成20年度の国民健康保険療養給付費の国庫の負担金に関する精算の返還金ということになります。

次のページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する部分でございます。歳入総額が27億7,234万9,000円。歳出総額が26億7,209万7,000円。歳入歳出の差引額が1億25万2,000円となっております。このうち、一番下段になりますが、3,341万7,000円は基金に繰り入れするものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） 189ページの歳入のところの一番上の1款の、これが調定額に対して収入済額が68.65%というのは、全国的に見ますと国保のあれが6割きったとかそういうことを聞いているわけですが、この数字というのは三八地域とか青森県内の南部町のような実際の一般的な数字からいくと、いい方なんでしょうか、悪い方なんでしょうか。

それから、払いたくても払えないのか。払えるんだけども払えないのか。その辺の理由をどのようにとらえているのか説明願います。

委員長（工藤幸子君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） お答えいたします。

まず、類似団体と比較してどうかということでございますけども、大体、どこでもこういう経済状況でございますので同じだと思っております。うちの方は特に合併してますので、旧、まだ旧の分が5年経過してません。そういった関係で滞納繰越分が多くなっております。そういう状況で、現年度分につきましては前年度より0.2%上昇してます。収納率はですね。できるだけは新しい滞納を発生させないようにということで取り組んでおります。それから滞納者の件ですけども、一応、納税相談等をしてまして、全然応じない方というのが90世帯ぐらいあります。前にありました120何世帯のうちですね。全然応じない方もあります。それらについてはいろいろやっておりますけども、接することができない状態であると。それ以外については、分納していただいております。それでこういう状況ですので、本当に苦しい方については、月に1,000円とか5,000円とかという方もあります。大体、平均で1万円単位が多いです。分納ですね。そういう世帯が、大体400世帯ぐらいあるんです。分納していると。ただ、こういう状況ですので、年金月に分納するという方もあります。2カ月に一遍ですね。そういう状況であります。したがって、こういう経済事情ですので、まず行って、収納に行って、会う方というのは退職して仕事がないから払えないという方が多いです。いない方というのは、仕事をしているかどうか分からない。会えない方が多い。そういう状況でございます。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田君。

13番（川守田稔君） 国民健康保険料が、前回値上げされてから何年経つんでしょうか。3年くらいたつんですかね。2年くらいでしょうか。20年度でしたっけか。2年目ですか。このままの保険料でいつくらいまでいけるんでしょうか。どういうものなんですかね。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 今の決算ベースでいきますと、平成23年度も税率改正は行わなくて済むと思っておりました。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田君。

13番（川守田稔君） とりあえず、来年はということですか。それ以降は、想像が付きませんということですか。いや、ま、いいです。それと、206ページに疾病予防費というのがあります。1目疾病予防費、2目国保ヘルスアップ事業というのがあります。これら二つの事業内容を説明してもらいたい。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 初めに、税率改正については、制度改正等大きな改正等がない限りは、今現状の税率で平成23年度も大丈夫であると思っておりました。

それから、1目206ページに係る疾病予防費のご質問でございますが、ここに関しましては、転倒予防、寝たきり予防教室等の開催が主なものとなっております。それと、医療通知、かかりました医療に関する通知を行っております。これは、1万9,176件への通知ということになっております。

次に、2目の国保ヘルスアップ事業の内容ということですが、メタボリックシンドロームの施行に伴いまして、こちらの栄養指導を行うということで、なかなか保健指導のパーセントも上がらないという状況でありますので、個々の家庭訪問を含めながら、栄養士を臨時採用しまして、

保健指導をしていただく。栄養指導をしていただくと。保健師と栄養士二人がペアーになりまして指導にあたるという形の事業が主なものとなっております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田君。

13番（川守田稔君） わかりました。メタボに関して伺いたいんですけど、私もいろんな都合で名川病院さんではなく、町の検診ではなくて、よそ様の検診を受けるんですが、そうすると案外と私もメタボなんです。ですけど、そういう指導が来たとかどうのこうのという記憶がなくて、よしんば指導が来たからといって素直に聞くとと思えないんですけども。なかなか生活態度は改められないような気もするんですけど。こうやって見てますと、何かほかの町村では、指導されちゃってさってという人は知ってるんですよ。いることは。そういう指導が南部町に限らず、なされているというのはわかるんですけども、その辺の徹底の仕方というのはどういうふうな区分でしているのか、ご説明いただきたい。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えいたします。

メタボに関しての、腹囲という見た目とスケールを使った部分で90センチとか1メートルというのがございますが、医師によってそれらが適正な判断であるとかないとかというのは、いまだ議論されている部分であります。それと、議員が、どちらの健診センターで受診されたかは確認してないわけですが、私たちが指導するのは、国保加入者に限られておりました。国保は保険者がやるということになっており、国保をやる。保険者がやるということになると、議員の方が加入している保険者が実施するという。多分、健診センターでお受けになって、そちらからご案内がいったそちらで保健指導等を受けているのではないかと感じておりました。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 13番、川守田君。

13番（川守田稔君） はい、わかりました。そのメタボなんですけど、先ほどの答弁でもメタ

ボがどうのこうのと議論が分かれるところというご答弁があったじゃないですか。私もちょっとあまのじゃくなものですから、そういうのまで干渉してもらいたくないようになっていう思いで全体を見渡すようなところがあるんですけど。実際、このメタボに関しての生活指導なり、そういったものというのは、疾病予防に対してどれほどの効果が出てるのかと。当町だけじゃなくてもいいんですけども、例えば、全国的にそういう統計があって、どれだけ貢献しているとかという、そういうデータというのはあるのですか。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） メタボの判断が良い悪いは医師の方々の議論であります。それに関して、個人の健康状態になぜ干渉するのかという部分のご質問かと思いますが、議員もご存じのとおり、医療費が伸びてきており、税の負担が高くなるということで、これらを阻止するため、病気にならないことが医療費の抑制、ひいては税の抑制につながるということで、自分の体は自分のものという部分よりも、一步進んで、みんなで健康を守らなければならないという時代にきているという判断のもと、保険法が改正になり、保険者が責任をもって、自分の保険者の健康を守りなさいと。そうして、医療費の抑制に努め、税に負担がかからないようにしろという理論のもとに、現在、健診、健康管理に町等が干渉するという形で行っております。ただ、個人情報という部分があって、なかなか保健推進員の方々も活動しにくいという現状もあります。自分の体は自分のものだけではないという時代にきたというようにご理解いただければと思っております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） まず、ページは決算書で188ページの1款1項1目、同じような質問内容になるかもしれませんが、それから、成果報告書の18ページ国民健康保険、説明、具体的措置ということで、説明が書いてあるところと兼ね合わせて質問をいたします。

まず、今の国保加入者の滞納とか、収入未済額など、不納欠損なども論じられておりますが、基本的な数字としまして、国保加入者は7,411人と書いてありますが、世帯数とか、収納率は50何%ということなんでしょうが、そういう国保を論じるにあたり、基本的な数字をもう少しこの

余白がありますので、基本的な数字を書き示していただければ、もっと具体的な様子がわかるのではないかなと思います。改善を求めるとともに、先ほど説明がありましたのと重複するのですが、ちょっと読んで説明を求めたいと思います。

国庫支出金の1項国庫負担金について質問いたします。2008年度、平成20年度の決算認定の説明の時は、この説明に対して、これは医療費給付費等の34%に相当する額ですと言っています。今回も、先ほどの説明では34%という説明だったと思いますが、この医療費給付費の何%に相当する金額の、何%に当たるというその数字は、今回は聞き間違えはなければ34%と説明されておったと思いますが、去年とことしと同じ数字ということでよろしいのでしょうか。そして、その何%に当たる数字の数を増額、50%とか何十%とかもう少し34%から上の数字に改善させることはできないのか。34%という数字の根拠を、まず、お願いしたいと思います。あと、何回か立ったり座ったりしますので、委員長の方でお許しをいただきたい。説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

世帯数及び被保険者数についてのご質問でございました。決算ベースでの世帯の被保険者数は、国保に資格取得をするそれから離脱する脱退するという形で入ったり出たりという形になりますので、数字は件数という形での把握になります。ちなみに8月1日現在の被保険者数となりますと、世帯数は3,872世帯、被保険者数は7,654人という形になります。このうち、一般の被保険者数は7,323人、退職被保険者数は331人ということになります。ただ、決算の件数につきましては、入ったりやめたりするものですから、数は延べという形になります。

それから、34%云々の税率についてというご質問でございます。国保の財政基盤の対策としまして、負担率が決められております。原則は保険医療費、かかった医療費の50%、国・県が50%、それから町の持出金も含めて50%ですね。それから、保険者が50%ということで2分の1ずつを負担することになっております。そのうち、国と県という形になりますと、国は34%、これが定率国庫負担分ということになります。調整交付金というものがございます。これは、保険者の財政能力に応じた部分等も勘案されるわけですが、軽減等もこれらの対象になります。9%相当が、おおむね調整交付金のパーセントになります。都道府県と県の負担金は、7%というように決められております。保険者はこの残りの50%を負担するわけですが、この中には、歳入であります

1款1項1目の医療給付費分等に相当する額を税率改正を行いながら、市町村で決定していく部分で保険料を定めております。歳入の税収、これらがそれらのもとになってまいります。この所得割によって決められた保険料がありますが、それに対しては低所得者に対して、保険料の軽減というものがございます。これらを市町村分と県とそれぞれ按分するとか、それから国庫の負担で按分する。市町村と都道府県と国庫が負担する部分がございます。一概に34%で、これが例えば、5億3,655万4,000円が、34%相当ですという言葉で説明しておりますが、丸々その部分ではございません。これには、歳出の保険給付費、それから老人保健の拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金の合計額、これらの34%に相当する額を交付金の前提とするという形の算出方法となっております。

以上で、質問の部分を終わらせていただきます。

委員長（工藤幸子君） 12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） 今、同じく、190ページの2項1目財政調整交付金、1節財政調整交付金、普通調整交付金の2億3,766万9,000円について答弁をさせていただいた形になりますが、これは、先ほどの説明のとおり9%に相当する金額と説明がございましたが、昨年の決算の説明では13%に相当する金額と説明がございましたが、この割合は13%から9%に数字が低くなっているということは、お金は、金額は少なく入ってきているということになるのでしょうか。この金額の根拠といたしますか。これも年々変動してくる数字なのかどうかも説明願います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 今、ご質問にございました平成20年度の決算書を今見ておりました。確かに、前年度2億5,320万3,000円は13%に相当する額というご説明を申し上げておりました。ただ、普通調整交付金としましては、9%で今年度も前年度も同じという数字になります。ただ、前年度は、特別調整交付金はエイズ予防法等の改正による部分の特別調整交付金も入っていると。これらを含めて13%という答弁をいたしております。それから、この2億5,300万相当の、前年ベースですが、これには直診の特別調整交付金367万5,000円相当が入っておりますが、これらの三つの項目を含めて13%相当になるという答弁をしております。

今年度ベースでいきますと、普通調整交付金9%は、2億3,766万9,000円と。特別調整交付金

等はいろいろな国保保険者の財政の調整をするという金額になりますので、総額は変わってくる可能性がありますということになります。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） 今、どういうことを説明してほしかったのかと言いますと、国の方からの普通調整交付金とか国庫負担金が減額されて、国保加入者の保険料に負担になるような動向になってきているのかどうか。国の方の動向をお聞きしながら、これ以上国保加入者の負担を重くならないように。先ほどの、他の委員の国保税の金額のやり取りもあったように、限りなく国保税が高くなっていく仕組みになってきている現在ではないのかなという気持ちがあって質問をしております。いつも、国からの補助金など増額をとということの根拠に説明していただいたのですけれども、どういうふうを考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 国の助成が多くなるのか少なくなるのかというような質問でございますが、これらは私どももできる限り高い補助金をいただくことにこしたことはないと思っております。あくまでも、町の国保税の上昇につながるような医療費の高騰は防ぐと。そのためには、先ほど川守田議員にもご答弁しましたが、健診、健康を管理し病気にならないようにすることに努力したいと思っております。

また、平成20年度の税率改正を皆様からご承認いただきました。大変、見通しのたった計画であったと思っております。今、安定運営をしておりますので、これが長く続くことを、事務方も期待しております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。討論に入ります。

（「委員長、質疑あり」の声あり）

委員長（工藤幸子君） はい。

13番（川守田稔君） 質問しているんですから、発言させたらいいと思います。

12番（立花寛子君） 挙手されている委員があったら委員長はしめさなければならぬと、ちゃんと議会運営にも書いてありますので、発言を許していただきたいと思います。

委員長（工藤幸子君） もちろんです。ですけれども、簡潔にどうぞお願いいたします。

12番（立花寛子君） じゃ、わかりました。では、今度は、県の同じく190ページの6款、県支出金についての質問であります。先ほどの質問にもあったかと思いますが、これは県の支出金を、国保加入者一人当たり幾らの金額で補助されているのかどうか。これも、県に対して、もっと国保加入者の負担を減らすために、県の、これは県財政調整交付金1億1,413万9,000円の増額を望めないのかどうかという質問をしたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

6款1項1目の県負担金ということで、1目2目それから2項がございますが、調整交付金についてのご質問と思います。

2項1目の県の財政調整交付金1億1,413万9,000円に関しましては、普通徴収と特別徴収、これは国の基準もございます。県の基準も先ほど説明したとおりでございます。普通徴収分は1億2,647万円。特別徴収交付金にかかる部分は1,149万2,000円という金額がございます。これをもとにして、県の財政調整交付金を算出しております。普通調整交付金の算定方法としましては、調整対象需用額引く調整対象収入額掛ける6割る50掛ける調整率0.8311627という方程式で、今、それぞれ当てはまる金額を計算するのは、後ほど議員の方にご説明したいと思います。

以上であります。

委員長（工藤幸子君） 12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） 何度も同じような国保のやり取りをしているかと思われているかもしれませんが、先ほどの説明にもありましたように、国保加入者の国保税の滞納者も年々ふえておりますし、社会的な状況も大変厳しい状況になってきております。そういうことを考えますと、一般財源の繰入金、ルール違反とか法律違反とかいろいろありましたけども、これはルール違反でも法律違反でもなんでもなく、各自治体がその長の裁量で一般会計繰入金をふやし、国保加入者の国保税の負担を軽減している自治体はたくさんふえてきておりますので、そのようなお気持ちでぜひ改善の方向で進んでいただきたいと思います。終わります。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2009年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

医療制度は社会保障制度であります。そのため地方自治体は、国に対して、社会保障、予算の増額や補助率の引き上げを要求し、国保加入者の負担を軽減するため努力すべきではないでしょうか。政府与党の社会保障切り捨て政策のもと、年々国民健康保険税の負担が重くなっていることが大きな要因ではありますが、しかしながら町独自の減免条例や医療費免除など独自の政策はできないものでしょうか。今一番求められていますことは、不況や倒産などのため収入が途絶えた世帯は低所得であることを特別の事情と認め、制裁措置から除外することです。町独自の国保税減免制度の拡充を図ることを強く要求し反対討論といたします。

反対討論を終わります。

委員長（工藤幸子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

委員長(工藤幸子君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

委員長(工藤幸子君) ここで11時20分まで休憩いたします。

(午前11時10分)

.....  
委員長(工藤幸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時23分)

.....  
議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長(工藤幸子君) 議案第72号、平成21年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(有谷隆君) 議案第72号、平成21年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。213ページでございます。

ページの218ページ、219ページをお開きください。事項別明細書により、歳入の主なものからご説明いたします。1款の支払基金交付金、収入済額が57万4,037円となっております。金額が小さくはなっておりますが、これは20年度から22年度の精算期間を設けて特別会計を設定するものでありまして、今年度が最終年度となっております。

1款1項1目の医療費交付金、過年度分としましては57万4,037円が老人医療費の交付金となっております。

2款国庫支出金、1目の医療費国庫負担金分としまして、過年度分は457万927円となっております。

それから、5款の繰越金、1目繰越金は345万2,982円は前年度からの繰越金となります。

6款諸収入の1目雑入がございます。下段になります。222万9,929円。これは第三者行為による損害賠償金が、損保会社からの支払いとなった部分が主なものとなっております。

次に、220ページ、221ページをお開きください。歳出の主なものとなっております。

1款1項1目の医療給付費に10万6,441円。これは平成19年度の過年度分となっております。

次に、2款の諸支出金、1目償還金が1,021万1,476円の合計額になっておりますが、20年度の事務費の精算が11万5,476円。2項1目の繰出金としまして、1,009万6,000円が一般会計からの繰出金として、これが諸支出金の主なものとなっております。

次に、222ページをお開きください。老人保健特別会計の実質収支に関する部分でございます。歳入総額が1,082万7,000円。歳出総額が1,031万8,000円。歳入歳出の差引額が50万9,000円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2009年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

病院窓口負担を重くするなど、医療を受けにくくするなど改悪を重ねてきたのが老人いじめの老人保健法です。その内容に反対しているのです。政府は今すぐ医療費抑制政策の誤りを認め、医療を充実させる方向に抜本的に政策を転換すべきであります。

以上の理由を述べまして、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

委員長（工藤幸子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

委員長（工藤幸子君） ご着席願います。起立多数であります。  
よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第73号、平成21年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 223ページになります。議案第73号、平成21年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

ページの228ページ、229ページをお開きください。事項別明細書により、歳入の主なものからご説明いたします。1款の保険料、調定額3億3,985万9,779円。収入済額は、3億2,876万6,585円となっております。このうち不納欠損、335万7,457円を不納欠損しております。この金額は、2年で時効になる部分の欠損分ということになります。この明細につきましては、1目の第1号被保険者保険料、これは65歳以上の方々の保険料ということになります。調定額が2億9,936万525円。収入済額が2億9,974万8,550円。件数としましては5,609件という形で、調定に対しまして101%で100%を超える数字になっておりますが、これは納付期がそれぞれ6回にわたり徴収されております。それらの徴収後の死亡とかいろいろな要因がございまして還付が発生しております。そういった部分で、決算時には101%という形になります。それから、現年度分の普通徴収保険料は2,759万9,092円。こちらの方は86%相当、573件となっております。

次に、3款中段になりますが、国庫支出金。総額で5億4,104万8,451円。内訳としましては、1目の介護給付費負担金が3億5,626万6,000円。

それから、2項の国庫補助金の1目調整交付金とございます。調整交付金は、現年度分の調整

交付金が1億7,189万3,000円となっております。これは、調整交付金の率は、給付費の本年度は8.9%となっております。ちなみに先ほどもご質問がございましたが、平成20年度に関しましては8.4%となっており、21年度の方が交付率が若干高めとなっております。この要因は、高齢者数の高齢化率に対する交付金ということで、当町は高齢化が高くなってきているので調整交付金も若干多めになったという考えでございます。

次に、230ページをお開きください。4款の支払基金交付金の総額は、収入済額が5億9,352万8,000円となっております。内訳としましては、1目の介護給付費交付金。現年度分が5億8,433万2,000円となっております。これは、給付費の30%に相当する金額と、現年度分ということになります。

5款の県支出金、1項県負担金は2億8,604万8,101円となっております。これは、それぞれの負担分の県の負担の給付費の居宅が12.5%、施設が17.5%の相当額、合計額となっております。

次に、7款、一番下段になります。繰入金、1項一般会計からの繰入金でございます。3億5万3,333円は、次のページをお開きください。232ページ、一番の上段の1目が内訳になっておりますが、現年度分が2億4,422万9,149円。介護給付費の町が負担するべき12.5%に相当する金額となっております。

2目のその他一般会計としましては、職員等の人件費等にかかわる部分となっております。

次に、2項基金繰入金の2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金とございます。これは、昨年度3%相当にする制度改正がございました。それに相当する額の収入としまして、441万2,000円という歳入がございます。

最後に、繰越金でございます。8款1項1目の繰越金は5,345万3,780円は前年度からの繰越金となります。

次に、236ページへお進みください。歳出の主なものからご説明申し上げます。1款1項1目の一般管理費の右側、237ページの中段になりますが13節委託料。委託料は支出額が750万9,600円。これらは、保険者の管理のシステムにかかわる部分ということになっております。明細としましては、高額介護合算療養費に係る作業委託、これらのシステムの改修等が主なものとなっております。

次に、3項の介護認定審査会費、支出済額が1,280万4,490円。これは、ユートリーで行われております広域市町村圏事務組合に委託しております認定審査会の費用が主なものとなっております。審査会の19節の628万1,000円は20合議体、1合議体7名で編成されておまして、審査会の委員は139名、これらに対する委託料ということになります。

次に、238ページ、239ページをお開きください。2款の保険給付費であります。これは、介護サービス等に係る総額としまして19億5,383万3,193円となっております。1目の介護サービス総額の17億8,591万851円の内訳としましては、右側でございますが、居宅介護サービス給付費から地域密着型給付費までが主なものとなっておりますが、この中で伸び率が突出しておりますのは、一般質問でもご説明しましたが、地域密着型介護サービスの給付費。これらが12.58%の増ということで、金額で申しますと5,160万円相当が増額となっております。これは、前年度の決算ベースに対して増という形になっております。いずれも居宅サービスが増額の傾向になっておりまして、施設型介護サービス費は前年度比とほとんど同じという形になっております。

次に、5目になりますが、特定入所者介護サービス、支出済額は中段でございますが、19節の6,389万5,110円。これの、特定入所者サービスに係る部分の件数としましては2,207件。これは制度が改正になりまして、所得の低い方の居住費と食費の負担が軽くなるようにと行われる低所得者へのサービスということになります。

次に、4款の地域支援事業費、これの支出済額は4,046万7,429円となっております。

次のページをお開きください。内訳としましては上段1目の介護予防特定高齢者施策事業費としまして、右側の241ページの中段13節委託料に737万1,108円ということになります。これらの備考欄にあります生活機能評価、それから運動機能向上事業、これらが主なものとなっております。

次に、2項下段の方になりますが、2項の包括的支援事業・任意事業という部分で1,280万8,840円を歳出しておりました。

次のページをお開きください。2目の総合相談事業費ということで、委託料が680万7,060円。これは、地域包括支援センターのランチ型ということで、町内にございます事業所さんへの委託の部分ということになります。受託先は、社会福祉協議会と孔明荘さんと長老園さんということになります。

次の、244ページをお開きください。上段の2目財政安定化基金の償還金、23節になりますが、償還金利子及び割引料は支出済額が490万3,131円。これは保険料不足による平成13年度から15年度に借り受けした分の償還、返還金という形のものであります。

次に、2目の償還金がございます。2目の償還金は2,910万817円。これらは、平成20年度の精算分の返還金であります。国庫負担金、国庫補助金、支払基金の交付金、それから県の負担金等々がございます。

次に、246ページをお開きください。介護保険特別会計の実質収支に係る調書でございます。

歳入の総額が21億2,484万2,000円、歳出の総額が20億7,902万5,000円、歳入歳出の差引額が4,581万7,000円で、これは実質収支の残額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田君。

13番（川守田稔君） 歳入、224ページの歳入の分に繰越金があります。5,345万なにがしです。この繰越金というのは、もちろん収入があって使いきれなかった分が翌年度に繰り越されたということだと思うんですが、どの項目に係る収入に対して余ったのか。ご説明いただきたい。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

介護保険制度は、介護保険料を設定する際に3年分の保険料を想定して3ケ年にわたる保険サービス給付費の総額をもって計画を組んでございます。現在は、平成21年度に第4期をスタートさせたわけですが、21年、22年、23年が4期の介護保険制度ということになります。21年度は4期の初年度の精算ということで、当然22年、23年に繰り越す部分の保険料を繰越金とするものであります。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 川守田君。

13番（川守田稔君） わかりました。ということは、多めに請求して余ったので償還ということですか。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 20年度の償還金に関しては、多めにというよりもあくまでも計画に沿った総額を請求しているわけですので、それらに対する償還金と考えていただければ

と思います。

委員長（工藤幸子君） 川守田君。

13番（川守田稔君） 何でこういう質問をしたかという、一般質問の準備をしていく段階で、全国の6割の市町村は保険料を全部使い切らないで余しているところが6割ほどありますよというデータがいろんなどころにあったんですよ。そのことが、それが5%から甚だしいのは20%くらい余らかしているというような自治体もあるようでして、そうすると随分、保険料自体を高めを設定しているのかなということと、もしかしたら利用者が使いたいサービスが事業者の方で用意できていないのかなという懸念と、あんまりあっても役に立たないというそういうふうな状態のかなということが懸念されたりするんですが。また、意図的に支出を抑制するような何かしらの意識が働いているのかなというようなところもちよっとかんぐったりするようなどころがあったんですけど。そういった実態というのはどうでしょう。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） あくまでも余剰金が出る出ないというのは、町の介護保険計画の策定状況によるものと考えております。ただ、当町に関しましては、ほとんど計画どおりということになっております。県の平均とも全く同じ上昇率を示していると。ちなみに手元には、21年、22年、23年の計画を策定した数値と21年度の決算ベースで数値を対比したものがございまして、一番最初に、高齢者の人口で計画時には6,162名を見込んでおったが6,251名。それから介護の認定者数を1,020見込んでおりましたが1,053と。ずっと、それぞれ対比しております。もし必要であれば、計画の対比表も後ほど差し上げることができます。ただ、今のところは計画どおりに進行しているということで了承いただければと思います。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 川守田君。

13番（川守田稔君） よろしかったらその資料をください。それともう一つ、名川病院なんですが、療養型の病床というのはこの介護保険制度を使える部分がありますよね。それでこのところ

で伺いたいと思うんですけど、名川病院におけるいわゆる社会的な入院という実態ですか、そういったものはどういうふうな現状なのか教えていただきたいと思ってました。そもそもこの介護保険制度というのは、社会的な入院している方を自宅に帰して、在宅介護を中心という主旨で制度が始まったような記憶があるんですけど、さまざまいろんな方からの相談だとかお願いみたいな事をされる機会がふえて、この頃特にふえたなって思うんですけど、「うちのおじいさんおばあさんをどこかの施設につっこんでください」というのがたまげて多いんですよ。でも、「どこかに申し込んでありますか」と言っていると、「いやまだしてません」という。「じゃ、いきなりっていうのは無理だと思いますよ」というふうなお返事はするんですけど。どこの施設を調べてみても、50人待ちです、100何十人待ちですとか、そういった状態なわけですよ。大島理森の義理のお父さんも順番待ちっていうくらいですから、これはどうにもならないと思いますよっていうことを言うんですけど。じゃあ結果、どういうふうな措置をするのかなっていうと、結局、家では旦那さんと奥さんが働いていて、そうすると家に戻されたりすると、奥さんか旦那さんかどっちかが仕事やめなくちゃならないですとかね。誰かがいるのであれば自宅でやりなさいっていうような言われ方をされたんですよっていうような話を聞くんですけど。ただ今のご時世、例えば奥さんが仕事をやめて介護にかかりっきりになるというそういったことも現実的にはないような気がするんですよ。じゃあどこに最後の逃げ道っていうと、社会的な入院ということになるのかなっていう疑問があったものですから、ちょっと実態を教えていただきたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

社会的入院という部分で、これらのために当町は包括ケアシステムに取り組んでいるということでございます。包括ケアシステムということで、ケア会議というものを毎月やっております。必要あれば週にも何度も開催すると。病院に入院しました。退院が迫っております。この退院者をどうするか。帰宅させることができるのかできないのか。そういった部分を最初に検討して、それではその退院する方は、通所リハビリがいいのか老健施設がいいのか。老健施設に入所し、リハビリをした方がいいのか。その後、帰宅できるかどうか。それらの内容によって、サービスが決定されると。昨日の一般会計の質問でもございましたが、介護保険が認定される前の方々へのサービス等もケア会議において検討される形でございます。メンバーとしましては、病院の看護師、保健師、福祉の担当、それから事業所のケアマネージャーさん、この4者が会合しまして、

必要であれば5人でも10人でもという形の会議になります。一人一人の処遇を決定するのが、包括ケアシステムでございます。それらに対して、施設に直接入るといのは現状ではほとんど難しい。そういった方々が療養病床を利用すると。老健を利用したり、療養病床を利用したりするというケースは結構ございます。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 名川病院事務長。

名川病院事務長（佐藤正彦君） 先ほど、名川病院の療養病床という話が出まして、それにお答えしたいと思いますけども。

名川病院の方の療養病床は、今は療養病床は二つありまして、介護型療養病床と医療型療養病床と二つございます。名川病院の場合は、医療型療養病床ということで40床を運営しております。なので、社会的入院ということではなぜ分けたかということ、要するに長期入院が多くて医療費が高くなってくると。それについて医療度が必要なものにして本当の医療型にやって、より効率的な医療のサービスを受けれるようにということで、それを分けてございます。実は、来年23年度までには、今までの介護、療養型は全廃という国の方針が出てございます。医療型については、今アンケートを取っている段階でございまして、今年度中にそれをまた削減するか維持していくのかというのを国の方針で決まるのじゃないかなということを思っております。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。1番、工藤君。

1番（工藤正孝君） 川守田議員の質問と重複するので、違う部分の答えを求めるために質問いたします。

239ページ、19節、先ほど説明がありました地域密着型介護サービス給付費、12.58%の上昇ということで、大変な額だと思います。このほかにも、ほかの給付費も上昇していると思いますが、これが一番高いのかなというふうに考えております。今後の見通しといたしまして、先ほど名川病院さまざまな説明がありました。在宅で受けている介護サービス等々が、受けられている方にすればこれでいい、あるいは進行しないように予防という部分も進められていると思いますので、このままでいいと思いますが、いわゆるそれでも足りない。先ほど川守田議員も言いましたとおり、入所

したいあるいはヘルパーさんをもっと日にちがほしい、時間は早い時間がいい、夕方の時間帯という要望がかなり多いわけですし、その部分のなんと申しますか強くする部分、ヘルパーの上昇とか、そういった部分を考えられないものなのか。それは町でやっているシステムとか、私のような個人でやっている事業所さん等々の兼ね合いもありますが、今後そういったいわゆる地域密着型介護サービス等の、要するに認知症が進むケースが非常に早いです。従来ならば80代、90代の年配者は5年、10年かけてゆっくり進んでいく、介護度1から5までというものが多いですが、最近では1年でもう全く4、5まで上がるような方がおられます。3年で見直しでは到底間に合わない状態で施設に、施設ももちろん入れませんが。認定も上がらない、認めてもらえないという方々がたくさんおられます。そういった今後の対策、見直し等施設の上昇とか、在宅のままでいいということであるのか。認知症の方についての対応をお答えお願いいたします。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 介護保険制度の今後の見直しという部分のご質問になるかと思いますが、介護保険制度に関しましては、平成23年度に、24年度から第5期がスタートするわけですので、来年度に策定するということとなります。これらの策定に当たっては、今、工藤議員が言ったように認知症の発症が大変多くなってきていると。それから、地域密着型介護サービスが伸びてきていると。いずれも居宅介護サービスに係る部分の給付費が伸びてきております。当町におきましては、特別養護老人ホームの名川老人ホーム、事業所のファミリーさんが増床する特別養護老人ホームが21床、増床、今着工しておりました。23年度からは、この21床が施設の入所サービスの増の部分の要因となると思っておりました。今後は、地域密着型サービスと居宅サービスの通所型の事業サービスの費用の増額を想定した介護保険計画を策定することになります。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 12番、立花寛子君。

12番（立花寛子君） まず、大分他の委員からも質問が出ておまして、重複するところもありますが、ページ、128ページ、歳入1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節から3節にかけての説明は行われたわけではありますが、特に不納欠損額、収入未済額について現

状がどうなっているか。先ほど幾らか説明があったようですが、不納欠損額と収入未済額が出ております。これに対してどうのこうのというのじゃなくて、制度的にそのように処理しなければならないので処理しているのに対して異議を申し立てるのではありません。現状でどのようになって払えないのか。そして将来的にこういう方々は、介護サービスを受けられないのかどうか。現状がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） ページ、228ページの1款1項1目の部分でのご質問と思っておりました。この介護保険制度は3カ年の計画であるというのを先ほど説明しております。収納率としましては、平成19年度が92.4%。20年度が96.4%。21年度が96.7%。不納欠損に係る部分は、介護保険制度は3年の計画でありますので、1年度目が滞納が発生しますと2年で時効ということになります。計画内で時効が発生するという形の制度になっております。19年度の不納欠損をした件数としましては、104件ということをお先ほど説明いたしました。しからば滞納状況はどうなっているのかということで、104件が不納欠損の対象者となっておりました平成20年度時の滞納件数は110件という件数になっております。

以上であります。

委員長（工藤幸子君） 12番。

12番（立花寛子君） ですから、こういう皆さん方は、事情があって介護保険料を納められないためにこういうふうな措置をされているんでしょうけれども、将来的にこういう介護保険料を払えなくなった皆さん方は、将来的に介護サービスを受けられるのか受けられないのか。その点をお聞きしている、その点も含めてお聞きしているのです。これは、一般質問にもありまして、介護保険料が限りなく高くなっていく仕組みになっているのが一番の原因なのですが、その一方で介護保険料も納められない、利用料ももちろん介護サービスの利用料も払えない方がいて、利用したくても利用できない方もいるので、不用額も出ているのではないかなというふうに考えますが、現実的に利用したくても利用できない方が何人おられるか。悩んでおられる方がおられないのか、つかんでおられないのでしょうか。質問します。それで先ほど、昨年の決算議会の説明に先ほどもありました最終的には5期で大幅な見直しという計画をやっております。今お話された内容だとは思って

すが、その中で介護保険料も大幅な見直しの対象になっているのか。もっと払いやすい金額に引き下げなければ、将来的に介護サービスを受けられない方々がふえていくのではないかなと思ひましてお聞きするのです。

答弁をお願いいたします。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 介護保険料の滞納者が介護サービスを受けれないのではないかと  
いうご質問ですが、介護保険料を納めている方が全て介護サービスを受けているというわけでは  
ございません。介護認定を受けた方々が受けるという形になります。介護サービスを受ける時点  
に介護認定を受けまして、介護サービスを受ける時点で介護保険料が未納になっている、納付に  
なっているといた場合は給付制限がかかります。本来は、介護サービスは1割の個人負担でサ  
ービスを受けることができますが、これらの負担が最悪10割個人負担という形になる場合もござ  
います。ですので、介護認定を受けて介護サービスを受ける時点では、ほとんどの方々が滞納ゼ  
ロという形になっているのが現状であります。介護認定を受けても、介護サービスが受けれない  
というような言い方はこちらの方にはきておりません。介護認定を受けた方々には一人一人に一  
人一人のケアマネージャーというサービスを策定する方がついておりまして、その方の希望によ  
ってサービス料が決定するという形でございます。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

健康福祉課長（有谷隆君） すみませんでした。一つ言い忘れまして。

委員長（工藤幸子君） 答弁ですか。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 今後の制度の見通しについては、一般会計で町長がお答えしたと

ありがとうございます。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 12番。

12番（立花寛子君） 何度もやり取りしてますけれども、介護保険料が一般質問でも限りなく高くなって払いきれない世帯もふえていくだろうという話も出てきておりますし、現実的にそういうふうに変な苦労して払い続けているという方のこともご考慮いただきたいですし、先ほど介護サービスを受ける時にちゃんと見てやっていると言いますが、介護の利用料を払いきれないかどうかでサービスを選んでいるというのが実態です。ですから、満額、サービスを受けたくても半分ぐらいにとどめている世帯も出てきているという事実を見るべきではないでしょうか。ぜひ改善を、介護保険料を低くするような改善を求めて質問は終わります。

委員長（工藤幸子君） 討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。

（「委員長」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 12番。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2009年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度における介護保険料が耐えがたい負担になってきております。保険料は一生の間、死ぬまで払い続けなければなりません。しかも、介護サービスを受けるときは利用料を支払うこととなり、その受け取る介護サービス内容は狭められてきております。自己負担がふえる内容になってきており、お金がなければサービスは受けられません。これでどうして老後が守れるでしょうか。全国的に介護保険料の軽減、免除また利用料の軽減措置など導入している自治体がふえてきております。町独自の軽減策を取られることを強く要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

委員長（工藤幸子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

委員長（工藤幸子君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

（午前12時09分）

.....  
委員長（工藤幸子君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時11分）  
.....

#### 議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第74号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

工藤久夫君 着席

健康福祉課長（有谷隆君） 249ページになります。議案第74号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

254ページ、255ページをお開きください。初めに、歳入の主なものからご説明申し上げます。

1款1項1目の居宅介護支援サービス計画費としまして、収入済額761万7,900円。これは居宅

介護支援サービス計画の計画策定費の収入でございます。

佐々木元作君 着席

2目は、介護予防支援計画費で収入済額は601万9,620円となっております。

3款繰越金、1目の繰越金は、前年度からの繰越金となります。246万8,619円となっております。

次のページをお開きください。256ページ、257ページになります。歳出の主なものであります。

1款1項1目の一般管理費、人件費の給料相当額が301万7,600円。担当職員1名分となっております。

11節の需用費でございます。246万3,666円の主なる支出は、名川分庁舎等の光熱水費等の負担でございます。

川守田稔君 着席

13節の委託料は、435万1,540円。これは、町内の事業所等のケアマネージャーさんに支援計画策定の委託をするものであります。ケアマネージャーの1名に委託できるものは8名までとなっております。

根市勲君 着席

18節の備品購入費、129万2,235円。これは軽車両を購入いたしております。

以上であります。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

委員長(工藤幸子君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(工藤幸子君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長(工藤幸子君) 議案第75号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(有谷隆君) 259ページになります。議案第75号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

ページの264、265ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。

1 款の後期高齢者医療保険料、調定額 1 億230万5,350円。収入済額が 1 億137万5,750円。調定額に対して、99.09%の収入済となっております。

2 目の普通徴収保険料でございます。調定済額が2,322万8,200円に対し、2,282万6,300円の収入済額となっております。

次に、3 款の繰入金であります。1 目の一般会計繰入金は7,093万円となっております。

次に、4 款の繰越金です。1 目の繰越金としまして、360万6,062円の前年度からの繰越金となっております。

次に、268、269ページをお開きください。歳出の主なものをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費の中の右側中段になりますが、13節の委託料、支出済額が359万6,898円の支出をしております。これは、保険料の軽減措置の延長 7 割から 9 割への改正に伴うシステムの改修等が主なものとなっております。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億7,125万9,298円の支出済でございます。内訳としましては、1目の右側、備考欄でございますが、後期高齢者医療広域連合の負担金が789万6,000円、保険料負担金が1億68万4,100円、保険基盤安定負担金が6,267万9,198円となっております。

次に、272ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に係る調書でございます。歳入の総額が1億7,788万8,000円、歳出の総額が1億7,689万1,000円で、歳入歳出差引額が99万7,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花君。

12番（立花寛子君） ページ数といたしましては歳入の264ページ、1款1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料についての収入未済額について具体的な内容をまずお知らせ願いたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 1款の後期高齢者医療保険料の収納率としましては、全体の99.2%であります。前年度は98.48%で本年は若干収納率が上回っておる部分であります。明細としましては、特別徴収保険料は100.09%、それから普通徴収は95.96%と若干低めになっておりました。これらの現年度分で納入の対象者となりました2,282万6,300円の対象人員は625名、滞納を行っている部分は76名、そのうち59名が92万850円を納入しましたという、59名の方が依然として滞納しているという形になっております。

以上であります。

委員長（工藤幸子君） 12番、立花君。

12番（立花寛子君） なかなか生活が苦しくて、これは個人になったわけですのでその個人の資産に応じて払えるとか払えないとかさまざまな条件があると思いますが、その59名の皆さん方

の生活状況はいかがなものでしょうか。

また、ひとり暮らしの方で町からの文章が読んだり理解することができなかつたり、大変そういう不都合もおこっているということが書かれてありましたが、実際、周知徹底させるためにはどういう努力をなさっておられるのでしょうか。また、この中には短期保険証、資格証明書などを発行された方がおられるか。高齢者の皆さんの医療が十分補償されているのか。現実的なところの説明をお願いしたいと思います。

委員長（工藤幸子君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 滞納になるという形の部分の説明になりますと、特別徴収であった方が普通徴収に切り替わった、それを当然、口座振替をされているとっておられて滞納になったという方々がほとんどであります。どういう人がそういうふうになるかと申しますと、今まで74歳で、世帯主が納めていたとか、自分は会社に勤めていた経緯があるので特別徴収されていたと。その方々が75歳になって後期高齢者に切り替わった時点で、新たにこの口座から差し引きしてくださいという届出をしなければ口座振替にならないわけですが、それらの手続きを忘れていたという形で、こちらから通知は申し上げているんですが、どうすればいいのかという問い合わせ等もありますので、現実的には、75歳に新たになった、年度途中で普通徴収になった方、そういった方々がほとんどであります。

また、資格証明書を発行しているのかということでございますが、今現在はゼロ名ということであります。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） 周知の徹底という質問でございましたけども、後期高齢者につきましては、直接自宅に訪問して面接して、できるだけ内容を説明して対応してます。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君）　ところで今年に入ってからでしょうか、この後期高齢者医療制度、大分変わっていくのか。すぐには廃止にはならなかったのですが、大分、現在から内容を変えるような情報が流れてきております。これは7月のことなのですが、厚生労働省が7月の23日に後期高齢者医療制度の内容を変えていく、その骨格案が取りまとめられたと報じております。さまざまに情報が流れておりますが、75歳の年齢を65歳に拡大するか、姥捨て山の入山年齢を広げるなどということで大変混乱を来しておりますが、どういうふうに変えていくのか。どういう情報をつかんでおられますか、お聞きいたします。

委員長（工藤幸子君）　健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君）　お答えします。

さまざまな情報は新聞等で出ておりますが、これと言った決定されたものは何も示されていないというのが現状であります。担当としましては、動向を見極めそれに対応したいと思っております。

以上です。

委員長（工藤幸子君）　12番。

12番（立花寛子君）　これははっきりしていないというお話でしたけども、国保制度をいろいろ変えて65歳から別建てにして、また保険料を納めてもらうとか国保との係りもあると思いますけど、もう少し詳しく聞かせていただきたい。もうこれは発表されているのですけれども、町には全くその内容がきておられないのでしょうか。

委員長（工藤幸子君）　健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君）　お答えします。

国保制度につきましては、年齢云々というものは何もこちらには示されてはおりません。ただ現在は、担当者の間では、広域化を検討しているという情報は承っております。それらと一緒に審議されているものと思っております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2009年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

2006年6月に、75歳以上だけが加入する新高齢者保険制度の後期高齢者医療保険制度を小泉内閣と自民公明の協力で創設し、国庫負担を切り下げました。1．加入者全員から保険料をとる。2．年金が月額1万5,000円以上の人は年金から天引きする。3．保険料滞納者からは保険証を取り上げ、病院窓口で医療費全額負担させる資格証明書を発行する。4．75歳以上は受けられる医療を制限し、差別する別立ての診療報酬を設定。5．75歳未満からも支援金として徴収するなどひどい内容のものです。

また、療養病床の大幅削減と軌を一にして終末期の高齢者を病院から追い出し、医療費を削減するあまりにも卑劣な高齢者いじめの制度です。こんな制度は撤回させ中止させるしかありません。

以上、反対理由を述べ反対討論といたします。

反対討論を終わります。

委員長（工藤幸子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

委員長（工藤幸子君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第76号、平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

名川病院事務長（佐藤正彦君） 273ページをお開き願います。議案第76号、平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算についてご説明いたします。280ページをお開き願います。

初めに、損益計算書により、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

1の医業収益でございますが、（1）医業収益は5億956万5,186円で、年間延べ患者数は2万3,425人。一人一日当たりの診療収入は2万1,753円となっております。

（2）外来収益は3億3,485万2,540円で、年間延べ患者数は5万1,518人。一人一日当たりの診療収入は6,500円となっております。

（3）その他医業収益は1億2,805万8,168円で、訪問看護等の介護保険収益や特定健診、予防接種、救急医療の確保に要する経費として、繰り入れ基準に基づき一般会計から繰り入れされた他会計負担金などでございます。これらを合わせました医業収益は9億7,247万5,894円で、前年度と比較して900万4,589円の増収となっております。

2の医業費用でございますが、（1）給与費は6億4,066万3,834円で、職員の給料及び手当、パート医師等への報酬、退職組合負担金や共済組合負担金などでございます。

（2）材料費は1億3,077万4,105円で、内服薬や注射薬等の薬品費や治療材料費などでございます。

（3）経費は1億3,002万2,129円で、水道電気料の光熱水費やA重油などの燃料費、施設などの修繕費、土地の賃借料、機器の保守点検などの委託料などでございます。

（4）減価償却費は4,021万7,184円で、建物及び医療機器などの減価償却分でございます。

（5）資産減耗費は88万5,550円で、医薬品の廃棄や医療機器更新に伴う固定資産の除却分でございます。

（6）研究研修費は117万8,981円で医学書や医師、看護師などの研修旅費などでございます。

医業費用の合計は、9億4,374万1,783円で医業収益から医業費用を差し引いた医業利益は2,873万4,111円となっております。

3の医業外収益でございますが、主なものでは(1)の受取利息配当金は84万5,915円で、定期預金と普通預金の利息分でございます。

(2)の他会計負担金3,273万1,000円は、企業債利息に要する経費や採算地区病院に要する経費として。

(3)の他会計補助金1,560万8,000円は、共済組合追加費用や研究研修に要する経費として繰出基準に基づきまして一般会計から繰り入れされたものでございます。

(6)の国・県補助金25万円は、新型インフルエンザ対策事業補助金で空気清浄機やパルスオキシメーターなど医療用備品への補助金でございます。

医業外収益の合計は5,300万4,585円となっております。

4の医業外費用でございますが、主なものでは(1)の支払利息及び企業債取扱諸費610万3,808円は企業債借入分の利息支払い分でございます。

(4)の雑損失は1,225万2,501円で、医業費用及び医業外費用の仮払い消費税を費用化したものでございます。

医業外費用の合計は2,148万1,659円となっております。医業利益に医業外利益を加えた計上利益は6,025万7,037円でございます。

5の特別損失でございますが、(1)過年度損益修正損は4万2,805円で、前年度2月及び3月分の診療報酬保険請求分の査定による修正損でございます。この結果、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は6,021万4,232円で、前年度と比較して123万3,137円の増となっております。

前年度繰越利益剰余金1億5,718万6,312円に、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は2億1,740万544円となっております。

次に、290ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。資本的収入の主なものでは、1項企業債は1,940万円で、医療機器購入のために借り入れたものでございます。

2項出資金は2,741万3,000円で、企業債元金償還に要する経費として、繰出基準に基づきまして一般会計から繰り入れしたものでございます。資本的収入合計は4,971万4,000円でございます。

次のページの資本的支出についてご説明いたします。

1 項建設改良費は2,337万3,000円で、医療機器のマンモグラフィーや骨密度測定装置などの購入費となっております。

2 項企業債償還金は5,041万4,195円で、企業債の元金償還金でございます。支出合計は7,378万7,195円でございます。資金的収入額が資金的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填してございます。

次に282ページをお開き願います。次に、貸借対照表の主なものについてご説明いたします。

資産の部、2の流動資産、(1)現金預金は5億6,889万4,615円でございます。

(2)の未収金は1億5,566万3,960円で、診療報酬保険請求分や患者一部負担金、健診料、自賠責保険請求分などがございます。流動資産合計は7億3,047万233円となっております。

負債の部、4流動負債、(1)未払金は2,686万5,878円で、材料費や経費などの未払分でございます。流動資産合計が流動負債合計を7億19万878円上回っていることから資金が不足するなどの不良債務はございません。

次のページの資本の部の5資本金、(2)借入資本金のイ、企業債の年度末残高は2億700万1,999円になってございます。

285ページ中段の方をお願いします。2の業務の表には、最初にご説明いたしました入院及び外来延べ患者数などについて記載してございます。284ページ以降の事業報告書からは、説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

委員長(工藤幸子君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長(工藤幸子君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

委員長(工藤幸子君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

---

議案第77号から議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） お諮りいたします。

この際、議案第77号から議案第79号までの平成21年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第79号までの議案3件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） それでは最初に295ページ、議案第77号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。300ページと301ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の主なものをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 1 節の下水道事業国庫補助金は収入済額 3 億6,500万2,000円で、そのうち4,634万2,000円が前年度から繰り越した事業分の補助金でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節は1,261万円で一般会計からの繰入金。

3 款 1 項 1 目 1 節は、前年度からの繰越金と繰越明許費充当財源繰越額135万4,604円でございます。

4 款 1 項 1 目 1 節の雑入は、消費税の確定申告によりまして消費税還付金でございます。609万5,021円となっております。

5 款 1 項 1 目 1 節の公共下水道事業債は 3 億3,250万円で、うち、4,100万円が前年度から繰り越した事業分でございます。歳入合計は、調定額 9 億560万1,625円に対して、収入済額 7 億

1,756万1,625円で、収入未済額 1 億8,804万円は翌年度に繰り越した事業分の補助金と公共下水道事業債で、平成22年度に繰り越して収入となるものでございます。

次に、302ページ、303ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の主なものでございます。1 款 1 項 1 目公共下水道建設費の13節委託料につきましては、管渠工事 3 件分と処理場の建設 3 件分の測量・設計等業務委託料でございます。

15節工事請負費は、下水道事業工事の管渠工事延長904メートル 5 件分と処理場建設工事が 3 件分でございます。それから前年度からの繰越分が、管渠工事およそ2,016万円と処理場建設工事およそ6,719万円がそれぞれ 1 件分ずつでございます。

なお、翌年度への繰越明許費は、管渠工事 3 件分、それから処理場建設工事の逐次繰越 2 件分でございます。

18節の備品購入費は、業務用として軽自動車を購入したものでございまして136万2,879円となっております。

次に、304ページと305ページをお願いいたします。支出済額合計が 7 億1,615万5,480円で、繰越明許費が管渠工事分の翌年度繰越額3,008万5,000円と浄化センター建設事業分の翌年度逐次繰越額 1 億5,861万5,000円。合わせまして 1 億8,870万円となっております。

次の、306ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は140万6,000円となりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額66万円を差し引いた実質収支額74万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、307ページの財産に関する調書ですが、土地につきましては、年度中の増減はございません。建物につきましては、処理場の建物が完成しましたので、非木造面積1,377平方メートルの増となっております。

次に、308ページの物品につきましては、公用車の購入によりまして、軽自動車 1 台の増となっております。

次に、309ページの平成21年度南部町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書についてご説明をいたします。これは平成20年度と21年度の継続事業が終了しましたので、地方自治法の規定により報告するものでございます。

1 款下水道建設費、1 項公共下水道建設費、事業名浄化センター建設事業（土木・建築）に継続費総額 6 億円を設定し、年割額は20年度に 1 億981万5,000円、21年度に 4 億9,018万5,000円を計上しました。実績におきまして、支出済額が20年度は 1 億918万5,000円、21年度は 3 億6,188万

7,000円、合計4億7,107万2,000円となっております。財源内訳については、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

以上が、平成21年度の公共下水道事業特別会計の決算状況でございますが、公共下水道事業は平成17年度に着手し、平成32年度までの計画で現在取り組んでおります。

予定総額費71億2,700万円に対して、平成21年度末までの事業費が14億6,000万円となり、事業費で割り出した進捗率は約20%。管渠の延長は3,087メートルとなっております。今年度は、平成23年4月の沖田面地区一部共用開始に向けて管渠工事と処理場建設の機械電気工事を現在進めているところでございます。

それでは次に、311ページをお願いします。議案第78号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

316、317ページをお開きいただきたいと思います。歳入の主なものを説明いたします。

1款1項1目1節農業集落排水受益者分担金、これは1戸当たりの分担金が12万円で、新規受益者100戸分でございます。1,200万円となっております。

2款1項1目1節の農業集落排水使用料は、5カ所の農業集落排水施設を使用している950戸分の使用料で、徴収率は99.3%。2,431万7,640円となっております。

2節の滞納繰越分は、40件の過年度滞納繰越分で、徴収率が94.8%。20万2,450円でございます。

3款1項1目1節は、1億5,676万円の一般会計からの繰り入れ。

4款1項1目1節は前年度からの繰越金、86万8,250円でございます。

5款1項1目1節の雑入は、消費税の還付金。確定申告によりまして、還付されたものでございます。歳入合計は調定額1億9,696万5,951円に対し、収入済額1億9,678万3,381円で、収入未済額が18万2,570円。これは農業集落排水使用料45件分、過年度滞納繰越分2件分でございます。

次に318、319ページをごらんください。歳出の主なものをご説明をいたします。

1款1項1目一般管理費の8節の報償費は、農業集落排水事業の普及促進と環境衛生の向上を図るために施設の加入者に対して奨励金12万円を交付したもので、件数としては89件でございます。

それから1款1項2目施設管理費の11節需用費、これは処理場5カ所の維持管理費に要した経費。

13節委託料は、同じく処理場の維持管理業務委託をした経費でございます。

15節の工事請負費は、苫米地地区農集排のマンホール調整工事に要した経費となっております。

す。

2款1項公債費は、元金利子合わせて1億4,007万5,159円となっております。

次の321ページをごらんください。歳出合計は予算現額に対して支出済額が1億9,678万2,873円で、不用額240万4,127円。予算執行98.8%となっております。

次の322ページの実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は1,000円となりまして、実質収支額1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に323ページの財産に関する調書ですが、土地及び建物の年度中の増減はございません。5カ所の処理場の土地と建物の面積となっております。

以上が、平成21年度農業集落排水事業の特別会計の決算状況でございますが、平成21年度末の加入状況でございますが、加入人口が5施設を合わせまして3,303人、加入率が47.8%。20年度末と比較しまして、7.3%の増となっております。新規加入者は21年度が467人、20年度と比較して34人の増となっております。

最後になります。325ページ、議案第79号、平成21年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。330ページと331ページをお開きください。

歳入の主なものでございます。1款1項1目1節の簡易水道使用料は、加入戸数17戸の水道使用料37万5,620円となっております。

2款1項1目1節は、一般会計からの繰入金。

3款1項1目1節は、前年度の繰越金でございます。

4款1項1目1節の簡易水道事業国庫補助金の収入済額1,838万7,000円は、簡易水道統合整備事業に係る補助金で、5款1項1目1節の簡易水道事業債は、同じく簡易水道統合整備事業分の町債でございます。

歳入合計は、調定額と収入済額が同額の4,883万4,185円となっております。

次に、332ページと333ページをお開きください。歳出の主なものでございます。

1款1項1目一般管理費の11節需用費は、二又地区簡易水道事業の維持管理に要した経費1,498万5,707円となっております。

13節委託料は、水質検査と水道料の検針を委託したものでございます。187万4,162円となっております。

2款1項1目施設建設費の15節工事請負費は、簡易水道統合整備事業の送水管布設工事に要した経費でございます。4,764万9,780円となっております。

19節負担金補助及び交付金、これは簡易水道統合整備事業に係る施設設計の積算を、分水を受

ける八戸圏域水道企業団に依頼をした負担金でございます。

歳出合計は、予算現額に対して支出済額が4,883万3,455円で、不用額7万2,545円。執行率99.9%となっております。

次、334ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は1,000円となりまして、実質収支額1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に335ページ、財産に関する調書でございます。これまで二又簡水の財産管理につきましては、農村総合モデル事業によりまして農林課で管理しておりましたが、現在は実際、環境衛生課で管理しているため、簡易水道統合整備事業に伴いまして、農林課から環境衛生課に所属替えをしたものでございます。土地は251平米、建物は13平米となっております。

以上が、平成21年度簡易水道事業特別会計の決算状況でございますが、最後に2点ほど申し添えさせていただきます。

まず一つでございますが、先般、報道されました五戸町の簡易水道からの微生物の線虫が検出された件でございます。当町の二又地区簡易水道は平成8年から稼動しておりまして、大きなトラブルもなく現在に至っておりますけれども、今回の事例で、当町の簡易水道は大丈夫かなという心配もあろうかと思えます。現在行っている水質検査は、法で定められている定期検査を毎月1回、青森県薬剤師会衛生検査センターに検査を委託しております。そのほかに、自己検査としまして、職員と地元住民の協力をいただきまして塩素濃度の確認や濁りなどの検査を毎日行っているところでございます。今回の五戸町のケースにつきましては、塩素滅菌が行われていなかったことが原因であるということで、十分に塩素滅菌が行われていれば線虫は発生しないと、業者の方から確認をしております。当町は毎日、塩素管理を行っておりますので大丈夫だとは思ってはおりますが、念には念を入れまして、今回は特別に線虫の検査を行って、地域の方々の不安を取り除きたいと、このように考えております。

それからもう一点でございますが、二又地区簡易水道統合整備事業について若干説明をします。この事業は八戸圏域水道企業団から浄水を分水しまして、安全で安定した水の供給を図るために、平成21年度から平成23年度までの3カ年で事業を進めております。現在、古町地区まで整備されております八戸圏域水道企業団の送水管があります。それに、現在使用している配水池につないで分水を受けます。そして各家庭につながっている既設の管路を使用して、各家庭に配水するということとなります。総事業費1億5,600万円、国の補助事業で取り組みます。送水管の全長は2,400メートル、そのうち1,400メートルが平成21年度に整備され、全体の進捗率は約30%となっております。この事業によりまして、安全で安定した水を使用することができるようにな

りますので、今回の線虫の対策にも対応できるのかなと考えております。

以上で説明を終わります。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。13番。

13番（川守田稔君） 簡易水道の線虫の件でお伺いします。二又はクリプトスポリジウムが検出されたので、フィルターを通してというふうに私は記憶しているんですが。しからは五戸で発生した線虫とクリプトスポリジウムとどっちが大きいのですか。

委員長（工藤幸子君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 線虫につきましては0.1ミリぐらいという情報ですが、クリプトの方はちょっと大きさはわかりませんが、

委員長（工藤幸子君） 13番。

13番（川守田稔君） 線虫が0.1ミリということは、クリプトスポリジウムの方ははるかに小さいはずですよ。それをフィルタリングできるようなフィルターが設置してあるわけですよ。そしたらおのずと線虫はフィルターの下側には通過しないはずなんですが、それを心配するような何かそういう構造的なことがあるんですか。

委員長（工藤幸子君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 特に構造的にはございませんけども、今回の事例を受けまして、とりあえずは住民の方々に安心感を与えたいというのが目的でございます。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） すみません。前に私がいた時に、クリプト菌が検出されたん

じゃなくて、クリプト菌検出のための指標となる菌が検出されたことがあります。クリプト自体が検出されたわけではございませんでした。

委員長（工藤幸子君） 13番。

13番（川守田稔君） 指標菌が発生すると、なんでクリプトスポリジウムを懸念しなくちゃならないんですか。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 指標菌が、いわゆる大腸菌とか指標となる菌がありますと、クリプト菌が住みやすい状況ができるということで一応指標菌という認定になっております。

委員長（工藤幸子君） 13番。

13番（川守田稔君） それじゃフィルターつけなくても、塩素だけの対応でよかったんじゃないですか。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 膜ろ過装置はつけてないはず。一応、つける計画はございました。つけてません。国の方の法律が改正になって、補助金が適応にならないということで、今の事業に振り替えした経緯でございます。

委員長（工藤幸子君） 13番。

13番（川守田稔君） 以前、神山さんが担当課長でいらした時に、クリプトスポリジウムという菌がというふうにおっしゃって、今も菌という認識だと思っんですが、ちなみにあれは原虫なんです。細菌とは違うんですよ。これはいいんですけど。ご存じのようにクリプトスポリジウムっていうのは塩素では死なないですよ。じゃ実際に検出されたことはなかったわけですね。

そういうことですね。わかりました。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第79号は原案のとおり認定されました。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

（午後2時05分）

.....  
委員長（工藤幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時17分）  
.....

#### 議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第80号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

市場長（佐々木博美君） 337ページをお開き願います。議案第80号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出事業勘定に計上となります21年度の市場売上金について、前年度と比較してご説明いたします。総出荷量でございますが、平成21年度の実績はおよそ1万6,692トンとなり、20年度のおよそ1万6,967トンに対しまして、量で275トン、率で1.6%の減少となっております。総販売額につきましては、21年度の実績はおよそ23億6,930万円となり、20年度のおよそ25億550万円に比較しまして、金額で1億3,620万円、率で5.4%の減少となっております。

それでは、342ページをお開き願います。歳入の主なものについて、収入済額でご説明いたします。

坂本勝二君 着席

1款1項事業勘定、受託金でございますが、これは受託販売収入として買受人の方から納めていただく買上げ代金でございますが、現年度分23億6,930万521円となり、収入未済額はゼロ円となっております。

工藤久夫君 着席

過年度分の696万1,000円は、代物弁済されておりました土地を再度公募したところ売却処分できましたので、未収金に充当したものであります。それと合わせまして、債務者本人からの一部納付金1万円が入っております。これにより、収入未済額は387万9,832円となりました。

小笠原義弘君 着席

2款1項の使用料、1,018万7,480円。これは市場施設の仲卸売場、資材倉庫、駐車場など利用者から納めていただいております使用料でございます。

2款2項の手数料、1億6,554万7,158円。これは出荷されております農家の方からいただいております販売代金の7%の委託販売手数料でございます。

3款2項の繰入金3,900万円、一般会計から繰り入れした額でございます。

344ページになります。3款3項の繰越金199万7,047円、前年度からの繰り越した額でございます。

4款の諸収入は287万4,106円で、基金からの利子そのほか仲卸売場の電灯料などの雑入でござ

います。

一番下の欄でございますが、歳入合計では予算現額26億8,200万円に対し収入済額は25億9,586万7,312円で、歳入全体の執行率は96.79%となりました。

続いて、346ページからになります。歳出の主なものについて支出済額でご説明いたします。

1款1項事業勘定受託費。これは受託販売代金として農家の皆さんにお支払いする代金でございますが、23億6,930万8,231円となっております。

2款1項の市場管理費、これは市場職員の給料、賃金など市場施設の維持管理に要する経費のほかに出荷並びに買受人奨励金1,461万1,300円。そのほか市場財政調整基金への積立金1,591万8,000円など合計で1億9,346万6,317円となっております。

348ページになります。3款1項の公債費でございますが、現在の卸売場、事務所等の施設整備に要しました借入金の元金と利子を合わせまして3,158万6,647円でございます。前年度よりおよそ1,883万円少なくなっております。

次に、350ページの一歩下の欄でございます。歳出合計の予算現額26億8,200万円に対しまして、支出済額は25億9,436万1,195円で、歳出全体の執行率は96.73%となりました。

次に、340ページにお戻りください。欄外に記載されておりますが、歳入歳出差引額は、150万6,117円となりました。うち、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入金は130万6,000円とし、翌年度への実質繰越しとなる額は20万117円となるものです。これによりまして、市場財政調整基金への残高は5,420万1,000円となるものと見込んでございます。

以上で説明を終わります。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。1番、工藤君。

1番（工藤正孝君） 歳入歳出、まずは歳入からいきたいと思えます。343ページ、2款1項3目と5目、駐車場使用料95万1,300円とありますが、大きく分けて南部市場の場合、生産者が搬入する周りの駐車場とか今現在資材倉庫に貸してます古い市場の周りとか、何箇所分の、場所ですね、こういった部分なのか。それと契約は何台分なのか。普通乗用車なのか、トラックなのか。あと、その場合の市場関係者に係る人の賃貸といえますか使用料なのかをお聞きいたします。一般車両もあるかということに対してと、冷蔵施設使用料の当初予算と補正の額をもう少し詳しく、明細をお知らせしてください。

委員長（工藤幸子君） 市場長。

市場長（佐々木博美君） お答えいたします。

駐車場の件でございますが、市場のフェンスの中、構内、それと草地になってございますが下手の方と正門の前の旧市場の事務所の前が空いてございます。そこを道路が通っておりますけども、道路を除いて事務所側、そのスペースですね。駐車場の台数はちょっと資料が今、手持ちにございませぬけども、1,050円ということで貸し付けしておりました。貸している相手は買受人、お得意さんと言いますか、買出人の方たちが入ってきます。その分余裕を持って自分たちで貸して確保している状況でございます。

あと、使用料の方につきましては、仲卸売場使用料、ここにつきましては市場の構内と言いますか隣接地にハの字型に店舗が開かれています、大きさが3種類ございまして、1万2,000円と消費税それから1万5,000円と消費税1万6,000円と消費税というふうな大きさが3種類ございます。そこに15店舗ほど、食堂を除いて十五、六入ってございます。あと資材倉庫使用料、ここにつきましては旧市場のかまぼこ型の倉庫でございますけども、区画がされておりませんので、1棟何平米ということで買受人の利用者の方たちから、利用者が組合を作ってうちの方で一括してそちらに貸して、スペースを自分たちで区分してそれぞれ使っているという状況でございます。ちなみに当初、貸した時は通路とかそういうものも一切合財入っていましたが、今は通路分を除くとかそれから借りる方が減っているとかというふうなことで金額が若干減ってきておりますが、資材倉庫分ということで1棟ここが全部入ってきてます。なお、ちなみに事務所の下も屋根がかかっていませんが、旧事務所の下それから市場の農協側の方の外壁のない部分とかそちらの方も一緒に貸しております。それから、構内使用料につきましては、出店の方が店を出しにくるんですが、うちの方では申告によりまして売り上げの何%と。雑貨をよく売りにくるんですが、その方からも手数料7%いただいております、ということが使用料の主なものでございます。なおここで冷蔵庫の使用料というのがございましたけども、21年度の当初予算では名久井地区の冷蔵庫も借りるというふうなことで予算計上しましたが、当初予算編成時、直前でカットしました。うちの方でコンテナを使って仲買の方に電気料をもらっているんですが、その電気料実費というようにそちらの方に切り替えてございますのでここではゼロ円となっております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 工藤君。

1番（工藤正孝君） すみません。歳出の方にいきます。

2款2目役務費、下の方でございますが、残留農薬検査60万円。これは業者さんがやっていると思いますが、青森県内のいろんな何社もあると思います。そういった業者さんの見積もりですとか検査がどのくらいかかるという見積もりをとって委託しているものなのか。随時契約なのか。あと何品目で、種別リンゴなのかナシなのか。年間どのくらい、何種類といいますかそういった数字ですね、どういった何品目しているのか。それをまた生産者とか一般的な方々に公表しているのかを伺います。

委員長（工藤幸子君） 市場長。

市場長（佐々木博美君） 残留農薬の件について、お答えいたします。

ここで60万円というのが載っております。残留農薬検査60万円というふうな形で載っておりますが、平成21年度におきましては12件、12品目を調査しております。1件5万円かかりまして、ちょっと詳しいのが無いのですが、確か200何項目の薬品について検査しております。品名につきましては、21年度におきましては、7月上旬豊後、それから7月中旬アズ、八助、それからプラム、大石早生でございます。7月の下旬にも豊後を行っております。あとパートレット。それから9月の中旬きゅうり、キャンベル。ナシは9月下旬、幸水。それから桃の川中島。10月中旬で紅玉。12月上旬でサンフジ、リンゴの王林というふうな形で実施してございました。ちなみに検査の方法でございますけども、出荷している農家の方から提出していただきましてやっておりますが、何分12件でございますのでなかなか次々と経費もかかりますが、12件を毎年やっております。あと、この検査の件につきましては、広報に一括して毎年載せてございます。検査結果をですね。広報でお知らせしております。検査に提供いただいた方には直接お知らせしているところでございます。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。坂本正紀君。

15番（坂本正紀君） 関連でお伺いしますけども、今年は猛暑の影響で果物や野菜がいいもの

が採れなくて出荷量も減っているようにお聞きしておりますけども、例年に比べて出荷量がどの程度で推移しているのか。出荷量が少ないために値段の方は幾らか高めに聞いておりますけども、その辺わかっておられましたらお答え願います。

委員長（工藤幸子君） 市場長。

市場長（佐々木博美君） 市場の販売状況でございますけども、4月5月は苗物で大変好調ということで、昨年度より2,700万円ほど多くてことしはいいのかなと思っておりましたけども、春先からの低温注意報といえますか低温の異常気象がもうありましたので、サクランボ初めウメ等出荷が遅れて、サクランボが当時で一週間から10日。さくらんぼ祭りも10日伸ばして。ちなみにサクランボの期間は遅く始まったんですが、最後の方は夏の暑さでやられて品質が大分低下しまして品物にならないという感じで販売期間が大変短かったというふうな傾向がございました。

一転して、猛暑になってございますけども、作物の生育は相変わらず遅れている傾向にございます。今、大根ですと芯の方が茶色く入ってございます。それで返品というふうな、農家の方にはもうこれは売れないということで品物を直接持って行って返しているとか、トマトにあっては芽が枯れてしまうというふうな、葉物にあってはもちろん葉が枯れ、病気も大変発生していて、病気も防除の薬が大変かかるということをお農家の方から聞いております。リンゴにあっては日焼けが大分出てきているようでございまして、プラムも今不作ということでかなり少ない量になってございます。ナシも何かあんまり良くないというふうに聞いておりますけど。桃については小玉、中玉ですけども大変値が良くてました。ちなみに去年のあかつきなどでございますと高値で千何ぼだったのが2,000円とかというような感じで、玉は小さいですが値段は大変良くなってございます。あと、ナガイモ、ニンニクも、大変今値段がいい状況で、電話をかけて集荷に努めているところでございます。今、8月の末で減少となりましたけれども、ちょうど末でございます。今月末で4,948万というふうな、5,000万近く去年より低い。去年23億7,000万でしたので、さらにことしの今の時期5,000万少ないということで若干心配してるところでございましてけれども。リンゴにつきまして、去年も早生といえますか中生といえますかつかがる、ジョナのあたりが大変厳しくなっているのも現実でございまして。しかしうちの方の市場には、フジの時期になりますと、つかがるもそうなんですけども、加工系の取引、今加工といってもジュースだけじゃなくて、缶詰とかラップ詰めとか形を使うものがあるものですから、大変強い引き合いがきていて、青森県のリンゴが硬いということで注文が殺到しているというふうに聞いてございます。

以上、そのような状況でございますがよろしいでしょうか。

委員長（工藤幸子君） ほかに質問ございませんか。佐々木元作君。

17番（佐々木元作君） 一般管理費のところでは生産団体の助成というか、こういう説明もちょっとありましたが、市場の登録団体私のところはマルサ出荷組合というので出しているんですが、そういう団体はどれぐらいあって、もちろん売り上げに対するパーセントの助成金だろうと思いますが、それらの団体への助成金はどれぐらいに該当するかちょっとお伺いします。

委員長（工藤幸子君） 市場長。

市場長（佐々木博美君） ちょっと今資料持ってきていたはずですが、見つけられないのでございますが。ちなみに出荷奨励金につきましては0.3%。1000分の3をお返ししてございます。農家の方にはですね。最高額で22万ほどいっている地区もございます。最低2,000円から交付ということで、団体数はちょっと書いてあるの見つけられないのですが、相当数100ぐらいはあると。100を超えて150近くあると思っておりました。

以上でございます。なお、買受人の方には1000分の5ということで、5日以内の納付に対して5,000円以上、計算された金額が5,000円以上になれば交付しているところでございます。

委員長（工藤幸子君） 佐々木元作君。

17番（佐々木元作君） 私も農業者年金もらってから、農業収入は農業事務長に止められるものですからなるべく販売しないようにしているんですが、ちょっと手伝いしながら市場には行くことがあります。周りを見るとやっぱりどんどん老人化しているんです。私も今日で68歳なわけです。ちなみに南部市場をとりまく生産者はどんどん老人化しているなど。将来的にここの市場の運営は厳しくなることは予想されるけれども、しかし、孫子にささやかな東京送りの残ったものを市場に売りたいなという意味ではやっぱりなくてはならない市場なんですよ。ここの0.3%を例えば0.4%に引き上げて、生産奨励金を督促したら来年度の生産量がまた2.5トンふえるのではないかということをご提案したいのですが、ちょっと市場長から。

委員長（工藤幸子君） 市場長。

市場長（佐々木博美君） 昔は市場の手数料が5%でございました。今の整備で会計の収支上、出荷奨励金を一度引き上げてございました。今ご質問のあった件につきましては、審議会等で改めて相談しながら検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質問ございませんか。13番、川守田君。

13番（川守田稔君） 先ほどの工藤正孝議員と重なるんですが、この残留農薬検査なんですが、12回、60万円の予算をつけて12回ということをやっているんですが、この予算はどういうつけ方をしているのか。

それからこういう残留農薬の検査をしなくちゃならないという法的な何かありますか。

委員長（工藤幸子君） 市場長。

市場長（佐々木博美君） もともこの検査を始めたのは、県の方の補助事業ということで県の方から勧められまして補助がございました。これは21年度から、確か21年度から補助がなくなっているんですけども、今継続しているという状況でございます。ちなみに加工関係でございませんですけども、中央の方の取引先からはどういう検査をしていますかというふうな問い合わせがございませう。うちの方ではこういう薬品の点数等お知らせして、検査は実施してましたというふうな形では活用しているところでございます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質問ございませんか。13番。

13番（川守田稔君） 問い合わせは当然あると思うんですけど、そうすると例えばそのサンプリングするのが12回、12回サンプリングするわけですね。あまたの中から。そうすると、一体全体その全部のサンプル、一年通して全部のサンプルというは何検体になるのか。ただ、何が言いたいのかというと、統計学的にいくとこれだけの母集団があったら何個のサンプリングして検定すると危険度何%で安全かだめかとかかというようにするんですけど。例えば全部のサンプルとしての価値に対して、一年を通じてこの12検体というのが有効なのかどうかということを考える

とちょっと足りないのじゃないかなという気がするんです。これを安全なデータの根拠として示すにはちょっと説得力が薄い、12検体では薄いのじゃないかなという気がするんですよ。何検体あるのかよくわかりませんので、一概には言えないですけども。もしそういうあれなのであれば、やってもしょうがないのだったらやめたらいいでしょうし、もっと信頼性を高めるのであればそれなりの予算をつけてちゃんと信頼できる数値を示すべきだと思うんですがいかがでしょう。

委員長（工藤幸子君） 市場長。

市場長（佐々木博美君） 全く、そのご意見のとおりかもしれませんが、なにせ1件5万円かかります。市場で全部といえはとも対応できるものではないと思います。ただ、先ほど申しましたように、きっかけといたしましては県の方の補助事業ということで乗った次第でございます。今、単独でやってございますけども。ただ農政のなんといいいますかポジティブの件もございまして、トレーサビリティのこともありますし、残留農薬確かに出れば大変なことがあるわけでございますけども、注意勧告といいいますか私たちもやってみて結果を意識してこれからもやっていかなきゃならないというふうに考えてございますので、今後のことについても先ほど申しましたように審議会等で積極的に話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第81号、平成21年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 議案第81号、決算についてご説明申し上げます。355ページからですが、360ページをお開きください。

歳入からご説明を申し上げます。1款1項1目、不動産売払収入はありませんでした。

2項1目の土地貸付収入でございますけれども、これは八戸森林組合に貸付けしている代金4万円でございます。面積は1,000平米でございます。

2款1項1目繰入金は、一般会計からの繰入金27万1,000円でございます。

繰越金として収入済額が803円、これは20年度からの繰越額でございます。

歳入合計が31万1,803円。89%の執行率となっております。

続きまして、歳出の主なものを説明したいと思います。次のページ362ページ363ページにお進みください。

1款1項1目一般管理費でございます。旅費については普通旅費、これは県で開催する企業誘致セミナーに出席した旅費でございます。

11節の需用費、この食糧費は誘致企業の懇談会に要した食糧費でございます。光熱水費につきましては、工業団地の電気代、街灯の電気代でございます。

歳出合計が31万1,793円、執行率で89%となっております。

次のページ364ページにお進みください。実質収支に関する調書です。歳入総額31万1,000円、歳出総額31万1,000円。実質収支額はゼロとなっております。

続きまして365ページでございますけれども、これは現在財産として所有している面積を計上してございます。7万7,091平米を工業団地用地として所有してございます。

以上、簡単ですが説明をいたします。説明を終わります。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） この工業団地というのは旧福地村時代に造成して、残念ながら売れないでずっと今日に至っているという経緯があります。だから議員の皆さんでもいきさつをわかっているのは坂本議員と議長と私と3人ぐらいかなと思うんですけども。簡単に言いますと、一町歩、法師岡という部落の共有地を一反歩100万円で買って1億です。造成の工事は田名部組が約3億で請けたんですね。で、4億かかった。それから道路の買収で1億、工事に1億でつごう6億かかった。結果、売れなかった。というのが、今出てきている理由です。今、その法師岡地区の高岩から入ってくる県道が拡幅してだんだん八戸に行くのに便利になる、そういう状況なわけですけども。そろそろどうやってあそこを活用して、企業でも何でも引っ張ってきて、町の税金を上げるかというのをいろいろ考える良い時期がきたのかなと。恐らく高岩の国道104号線に広い道路ができるのがあと一年ぐらいじゃないのかなと思うんですけど。そういう割と高がついているものだから、あれが道路工事代を抜いても坪2万2,000円から2万3,000円に売らないと合わないわけですけども、それを恐らく丸一つぐらい安くして売っていると思うんですけども。なんか今までのままずるずると同じやり方で売ろうとしても難しいんじゃないかなと。こういう状況が、今までより変わってきたからこう売ろうという戦略をそろそろ考えてほしい。そして早く処分して、あそこから何ほでも町に入ってくる税金を上げること、そして雇用と、出てきた企業が儲ければ税金もいろいろ入ってくるというのをやる時期だと思うんですけども。その辺を今までと一歩か二歩前に進めるということに対して、何か前向きな答弁をもらえればなと思うんですけどもいかがでしょうか。

委員長（工藤幸子君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 3区画ありましたけれども、平成20年度に1区画、百目木工業の方に売却しております。まだ2区画あるわけなんですけれども、オファーは去年、ことしと1社ずつございました。ただ食品関係に類した企業でございまして、水が命だということで、水の供給がちょっとまだ不透明だということで立ち消えというか、お話がない状態になってございます。ですから今利活用の話の質問がございましたけども、県道の拡幅は以前から陳情してきて、

また懇談会等でも話が出て実現した件でございまして、大変私どもも喜んでおります。現に第二工業団地だけではなくて、入っている工業団地の企業についても大変喜ばれて、早い完成の期待をしていただいております。ただ先ほど言いましたようなこれからの戦略ということになりますと、なかなかこういう不景気な時代ということもありますので、PR、県の協議会というのがございますけど、そちらのインターネットを通じていろいろPRする。また、ことしも戦略セミナーというか企業誘致フェアに関東、関西の方に行ってPRしてくることを考えておりますし、あと先ほど言いました水の問題等についてもこれから懸案として考えていかなければならないなと思っております。

以上です。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） 議案第82号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

老健なんぶ事務長（麦沢正実君） それでは、決算書の367ページです。

議案第82号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について、主な概要をご説明申し上げます。

まず決算書の369ページ、次のページの下段の方に歳入決算の合計が載っております。歳入合計4億613万3,177円となり、前年度と比較いたしまして3.49%の増であります。金額では1,368万2,587円の増額となっております。

また決算書の371ページの歳出の下段の方ですけれども、歳出決算の合計は3億9,986万9,530円となり、前年度と比較いたしまして3.56%の増であります。金額では1,376万2,330円の増となっております。その歳入歳出差引残額は626万3,647円となり、これが22年度への繰越金となります。

それでは、歳入決算の明細をご説明いたします。決算書の372ページ、373ページをごらんいただきたいと思えます。

1 款施設介護サービス費でございます。2億4,846万8,570円となり、前年度と比較しまして4.35%の増で、金額は1,034万8,760円の増額となりました。この増額となった要因といたしまして、長期・短期入所者及び通所者の利用延べ人数が前年と比較いたしまして480人ほど増加いたしました。また、平成21年度におきましては、介護報酬の改正に伴いまして増額となったものでございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金でございますが、6,040万7,517円となり、前年度と比較いたしまして0.08%の微増となっております。ここで、入所利用者の未納が1名ありまして、収入未済額が9カ月分で58万2,250円となっております。これに伴いまして、3 款の手数料の方の理容料、床屋さんの手数料です。これの5,100円。同じく6 款で諸収入の、同じく床屋さんの消費税に当たります。255円と、この分合わせて58万7,605円が収入未済額となっております。

なお、この未納者は先月の8月末現在で、9カ月分の未納のうちすでに6カ月分は納入済となっております。

次に、3 款使用料及び手数料では、施設使用料及び利用手数料が365万9,579円となり、前年度と比較いたしまして7.07%の減額となっております。

4 款一般会計繰入金では8,383万5,000円となり、前年度と比較いたしまして49万2,000円の減額で0.58%の減となっております。

5 款前年度繰越金では634万3,390円となり、前年度と比較いたしまして396万3,472円の増額と

なっております。

6款諸収入、雑入が341万9,121円となり、前年度と比較いたしまして9万1,424円の増額となっております。

以上で、歳入決算を終わりました。次に、歳出決算の明細についてご説明いたします。決算書では376ページ、377ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目の一般管理費では、一般職員25名分の給与、手当、共済費を合わせまして1億7,959万6,445円となり、前年度と比較いたしまして944万8,141円の増額となっております。この要因は、介護職員1名が増員となったためでございます。

次に、7節賃金では3,422万3,512円となり、122万4,886円の増となっております。これは臨時職員の介護員の1名増によるものでございます。

次に、11節の需用費では、消耗品、光熱水費、修繕費等で946万8,090円となり、前年度と比較いたしまして51万1,411円の増となっております。この増額は主に修繕料が増となっております。

12節の役務費では123万2,528円となり、前年度と比較いたしまして13万7,750円の増額となっております。

13節の委託料では1,610万9,446円となり、前年度と比較いたしまして29万32円の減額となっております。この減額は、主に暖房給湯業務の重油経費の節減であります。

14節の使用料及び賃借料では1,413万2,284円となり、前年度と比較いたしまして12万5,200円の減額となっております。これは老健秋祭りがインフルエンザのため中止となり、音響機器借上げ等の減額であります。

次に、決算書の378ページ、379ページをごらんいただきたいと思います。

18節の備品購入費では113万9,520円となり、前年度と比較いたしまして105万501円の増額となっております。これは業務用備品の購入で、主に吸引器などの購入であります。

19節の負担金補助及び交付金では2,516万8,998円となり、前年度と比較いたしまして392万2,022円の増となっております。これは退職手当組合負担金等の増が主となっております。

次に、2目の療養費で11節の需用費では1,670万3,022円となり、前年度と比較いたしまして19万8,749円の増となっております。

13節の委託料では3,648万5,510円となり、前年度と比較いたしまして23万6,912円の減額となっております。これは給食業務の委託料の減であります。

14節の使用料及び賃借料では311万9,130円となり、前年度と比較いたしまして676円の微増となっております。これは業務用備品借上料で、カーテン、寝具類等でございます。

次に、2款公債費でございます。これは元利償還額は、前年度同額の6,231万9,606円となっております。

次に、380ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書ですけれども、歳入歳出差引額626万4,000円。これが実質収支となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

次に、381ページの財産に関する調書につきましては、前年度と変わりありませんので省略させていただきます。

以上で、決算の説明を終わります。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。2番、夏堀君。

2番（夏堀文孝君） 372ページ、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金でありますけれども8,383万5,000円。これは決して少ない金額ではないと思うんですが、老健施設、皆さん多分単純に疑問を感じるかと思うんですが、民間でやっている老健施設はほとんど独立して収益を上げている。その中で、町でやっている老健に関して8,300万円もの一般会計の繰り入れをして運営しなければならないという。その単純な疑問を、まずそこを質問したいんですけれども。

委員長（工藤幸子君） 老健なんぶ事務長。

老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 今、一般会計の繰入金のことでございますが、8,300万と。これに見合う金額といたしましては、公債費ですね。公債費が毎年6,200万円ぐらいの公債費を支払いしておりますので。あと、この差額で考えますと、約2,000万円の差額が出るわけなんですけれども、2,000万円の差額といたしましても、大きな要因と考えられるのは、まず職員の給与等が高いということ。臨時職員も頼んでございます。職員の数も多くなってきた原因といたしましては、入居者の方が少し何と言いますか、手がかかるといって、入所してからずっと長年入っていて、年々歳をとっていくということで、介護の業務がふえているというのが現状であります。それに対応するためにも、どうしても臨時職員とか頼んでやっている現状にあります。その点で約2,000万円ぐらい増という形になろうかなと思います。

以上です。

委員長（工藤幸子君） 2番、夏堀君。

2番（夏堀正孝君） 職員の給与が高い、これは公務員に見合った金額でしょうから高いのは多分当然だと思うんですけども、やはりこういった財政が厳しくなっている状況の中でこの老健を町で運営していかなければならない理由というのはちょっと見当たらないんじゃないかなと思うんですよ。やはり指定管理者にするとか民間に委託するとか、やはりそういった方向に進んでいくべきではないかなと思うんですけども。その辺についてはどうお考えでしょうか。

委員長（工藤幸子君） 町長。

町長（工藤祐直君） まず老健施設の一般会計の8,300万円。これは非常に町の財政にも大きな影響のある額でございます。名川病院それから駐車場、ここについては前にもお話したとおり、地方交付税で算入されている部分をそのまま出しているという部分で、町からの直接という金額じゃない中で黒字経営をしているわけですが、老健施設の場合は交付税算入はございません。ですから丸々町単独の繰入金になります。今、施設長も話したとおりに、元利と利子合わせて6,000万円。利子の方が非常に金額がはっております。ここを何とか、大変6.数%という高い利率で当時借りておりました。政府の方で国の方で、公立病院等々については借り換えをしてもいい、低利に借り換えをして繰上げ償還をしていくということで大分助かったんですが、老健施設についてはそれが該当にならないということで。実は、2年ほど前から自民党、民主党さん含めながらお願いをしてきておりました。県の町村会においても、私要望したことがあったんですが、該当は私どもの老健なんぶと外ヶ浜、公立でやっているのは2カ所しかございません。私も就任した当時、なぜ公立でやらなければならないのかという一般的な疑問をもちました。それはその当時、南部地区においても、おそらく南部病院さんから当時は医師が来て、一緒にやれるという計画で恐らく直営で南部病院さんからの医師と連携をしながらやってきた、そういうスタートだったと思いますが、その後南部病院さんからの医師派遣がなくなり、単独で医師も見つけてという形で今行っているわけです。そういういろいろ借り換えのお願いもしてきたところでしたが、先般、国の方から通知がありまして、老健施設についても借り換えを認めるというふうになったということで、今の町の方の状況試算でいきますと、年、低利金利になりますと、1,500万円ぐらい効果があるのかなと。10年間で1億5,000万円ぐらいの効果で、低金利になれば出るだろうというふうに、町財政の方でも予測してございます。それでもまだまだ繰入金は多いわけで

ございまして、ただそこで施設を無くするというのじゃなくて、維持は、施設としての必要性は議員の方々もご理解をいただけたらと思います。私どもも老健施設について、果たして町営で今後もいいのか。また、あそこは南部病院さんと併設しております、そちらの指定管理にする、または民間の方を募集して行うとなった時に、南部病院さんとのその連携をどのようにできるかという部分の課題もございまして。ここについては私も就任してから、それぞれの詳しい担当していた南部地区の職員なりからも情報をいただきながら、どういう方向がいいのかというのを今日までも検討はしております。ただ具体的に公募してこういう形までという部分には至っておりませんが、当然民間に移譲していくという部分も含めながら、十分これは検討していかなければならないとこう思っております。状況的にはそういう状況で、ただ施設は本当にほとんど満床に近い状況で、午前中の質問等でもありましたが、やはり待機、そういう方々もまだまだいるわけでございまして、これをどういう運営方法が一番町にとっても理想的で財政負担にならなくて、利用者の方々も従来どおりに入居できるという形の方向を見出していかねばならないと思っております。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

---

議案第83号から議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長（工藤幸子君） お諮りいたします。

この際、議案第83号から議案第87号までの平成21年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号から議案第87号までの議案5件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） それでは、議案第83号から議案第87号までの各財産区特別会計歳入歳出決算についての、5件につきまして一括してご説明申し上げます。384ページをお開き下さい。

最初に、議案第83号、平成21年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定についての主な内容についてご説明申し上げます。

歳入についてであります。第2款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額252万7,000円に対し収入済額は252万7,217円で、チェリリン村及び電柱施設の土地貸付収入であります。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金ですが、予算額3,000万円に対し収入額は3,476万1,130円で、前年度繰越金であります。

次に、第4款諸収入、第1項雑入ですが、予算額1,000円に対し収入済額は6万2,500円で、預金利子でございます。

歳入合計は、予算額3,253万円に対し収入済額は3,735万847円となりました。

次に、歳出であります。次のページをお開き下さい。

第1款総務費、第1項総務管理費ですが、予算額194万6,000円に対し支出済額は102万1,917円で、内容といたしましては、管理委員報酬、交際費、旅費、町内各団体の助成金などが主なものでございます。

次に、第2款財産費、第1項基本財産造成費ですが、予算額108万円に対し支出済額は4万1,160円で、造林事業消耗品などの経費でございます。

歳出合計は、予算額3,253万円に対し支出済額は106万3,077円となり、歳入歳出の差引額は3,628万7,770円となりました。

次に、議案第84号、平成21年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定についての主な内容についてご説明申し上げます。

398ページをお開きください。歳入についてであります。第2款財産収入、第1項財産売払収入ですが予算額180万円に対し、山林売払収入として540万円が収入済みとなっております。また、第2項財産運用収入ですが、予算額7,000円に対し電柱敷地料として6,000円が収入済みとなっております。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金ですが予算額50万円に対し、収入済額は前年度繰越金として89万2,056円が収入済みとなっております。

歳入合計は、予算額230万9,000円に対し収入済額は629万8,056円となりました。

次に、歳出についてでございますが次のページをお開きください。第1款総務費、第1款総務管理費ですが予算額194万4,000円に対し支出済額は118万6,688円で、予定いたしました管理委員報酬、交際費、旅費、公民館の借り上げ、公民館用地の借り上げ、維持管理、町内団体の助成金などが主なものでございます。

支出合計は、予算額230万9,000円に対し支出済額118万6,688円となり、歳入歳出差引額は511万1,368円となりました。

次に、議案第85号、平成21年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について、主な内容についてご説明申し上げます。

410ページをお開きください。歳入についてであります。第2款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額208万1,000円に対し収入済額は205万4,082円で、チェリリン村のほか、運用地として34.5ヘクタールを20名に貸し付けている土地貸付収入でございます。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金ですが、予算額1,500万円に対し収入済額は前年度繰越金として1,812万3,619円となっております。

次に、第4款諸収入、第1項雑入ですが、予算額1,000円に対し収入済額は4万円で、預金利子等でございます。

歳入合計は、予算額1,708万4,000円に対し収入済額は2,021万7,701円となりました。

次に、歳出でございますが、次のページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費ですが、予算額423万7,000円に対し支出済額は251万989円で、内容といたしましては管理委員報酬、交際費、旅費、町内各団体への助成金、管理事務所の維持管理費、建物の火災保険料などが主なものでございます。

次に、第2款財産費、第2項基本財産造成費ですが、予算額192万2,000円に対し除伐などの経

費の造林事業費として20万1,519円が支出済みとなっております。

歳出合計は、予算額1,708万4,000円に対し支出済額は271万2,508円となり、歳入歳出差引額は1,750万5,193円となりました。

次に、議案第86号、平成21年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

424ページをお開きください。歳入についてであります。第2款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額200万4,000円に対し収入済額は198万2,700円で、企業用地のほか、農用地として42.7ヘクタールを41名に貸し付けている土地貸付収入でございます。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金でございますが、予算額3,300万円に対し収入済額は前年度繰越金として3,658万4,899円となっております。

次に、第4款諸収入、第1項雑入ですが、予算額15万1,000円に対し預金利子、下名久井公民館使用料として37万5,806円が収入済となっております。

収入合計は、予算額3,515万7,000円に対し収入済額3,894万3,405円となりました。

次に、歳出についてであります。次のページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費ですが、予算額527万5,000円に対し支出済額は248万3,993円で、内容としましては管理委員報酬、交際費、旅費、公民館運営助成金、下名久井公民館の維持管理費、火災保険料等が主なものでございまして。

次に、第2款財産費、第1項基本財産造成費ですが、予算額182万円に対し支出済額は79万2,703円で、除間伐などの造林事業費となっております。

歳出合計は、予算額3,515万7,000円に対し支出済額は327万6,696円となり、歳入歳出差引額は3,566万6,709円となりました。

次に、議案第87号、平成21年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について、主な内容をご説明申し上げます。

438ページをお開きください。歳入についてであります。第1款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額36万円に対し収入済額は36万円で、不燃物ごみ捨て場として大平財産区内の土地の一部7,796平方メートルを南部町に貸し付けている土地貸付収入でございます。

次に、第2款繰越金、第1項繰越金ですが、予算額91万2,000円に対し収入済額は前年度繰越金として96万835円となっております。

次に、第3款諸収入、第1項雑入ですが、予算額1,000円に対し収入済額は預金利子として975円となっております。

歳入合計は、予算額127万4,000円に対し収入済額は132万1,810円となりました。

次に、歳出であります。次のページをお開きください。第1款管理会費、第1項管理会費ですが、予算額9万6,000円に対し支出済額4万3,400円で、内容としては管理委員報酬、食糧費などが主なものでございます。

次に、第2款農林水産業費、第1項林業費ですが、予算額39万7,000円に対し支出済額は24万9,472円で、内容としましては現地調査委員報酬、食糧費、森林国営保険料、間伐作業委託料などが主なものでございます。

歳出合計は、予算額127万4,000円に対し支出済総額は29万2,872円となり、歳入歳出差引額は102万8,938円となりました。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。13番、川守田君。

13番（川守田稔君） ちょっと気がついたらよくわからなかったものですから、教えてください。

この予算書、決算書に載っているその財産区っていうのは、登記上はだれのものになっているのですか。

委員長（工藤幸子君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 財産区名でなっております。

委員長（工藤幸子君） 川守田君。

13番（川守田稔君） そうすると、財産区名で登記されています。それで管理者は町長です。ということは、どういうことなんでしょうか。じゃあだれのものなんでしょうか。

委員長（工藤幸子君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） あくまでも財産区の財産でございます。あくまでも特別地方公共団体でございます。管理は予算的なそういう管理は、管理会の方ではいたしません。財産の管理を管理会でいたしまして、予算のこういう議決等は町の議会にするというふうになってございます。管理会は議決はできませんので、もう一つ、上名久井財産区議会っていう財産区があるんですが、そちらはそちらの議会で全部予算等を議決するのでございますけども、管理会制度に関しましては、町の議会の方で予算、決算を議決、承認していただくという制度になってございます。

以上でございます。

委員長（工藤幸子君） 川守田稔君。

13番（川守田稔君） そうすると、これは予算、決算を承認しなかったとしたら財産区の中のお金は動かされないということですか。そういうことですか。

委員長（工藤幸子君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） ここが難しいところでございます。管理会というのがまずありまして管理会の審議をまずへて、予算を上げるわけでございます。議会の方で通らないといってもやっぱりその管理会の方で、やっぱりそれだと財産区の財産ができませんので、そこは予算に関しましては、やはりそういう形で議決が必要でございますけども、決算につきましては承認ということでございますので議決事項ではないのでございますけども、あくまでも管理会の方での審議の方が優先するということではありませんけども、管理会と十分相談して財産管理を運用していくと。あくまでも予算に関しましては、管理会の方ではやっぱり町の議会で議決していただくということになってございます。

委員長（工藤幸子君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（工藤幸子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

委員長(工藤幸子君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(工藤幸子君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第83号から議案第87号は原案のとおり認定されました。

---

#### 閉会の宣告

委員長(工藤幸子君) 以上で本委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。  
閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月27日に付託されました平成21年度南部町各会計歳入歳出決算認定につきましては、委員各位には2日間にわたって終始熱心なご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め監査委員、担当課長の皆様には審議の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めてお礼を申し上げる次第でございます。

本委員会の日程は、全部終了したわけでございますが、その間ふなれな私に対して、お与えいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして感謝をいたしますとともに、多々、ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、深くお詫びを申し上げ、まことに簡単ではございますがごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後3時29分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長            工藤 幸子